

## 第一次取りまとめ（案）に対する個別意見

## < 目 次 >

|   |  |
|---|--|
| 1. 認定放送持株会社・地上テレビ・AM放送事業者（10者）・・・・・・・・・・    | 3  |
| (1) (株) 鹿児島讀賣テレビ                            | (7) (株) フジテレビジョン ((株) フジ・メディア・ホールディングスと連名提出) |
| (2) (株) テレビ朝日                               | (8) (株) 毎日放送                                 |
| (3) (株) テレビ信州                               | (9) 讀賣テレビ放送 (株)                              |
| (4) (株) テレビ東京                               |  |
| (5) (株) 東京放送ホールディングス                        |  |
| (6) 日本テレビ放送網 (株)                            |  |
| 2. FM放送事業者（27者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 33   |
| (1) (株) エフエム愛知                              | (15) (株) エフエム東京                              |
| (2) (株) エフエム青森                              | (16) (株) エフエム徳島                              |
| (3) (株) エフエム秋田                              | (17) (株) エフエム長崎                              |
| (4) (株) エフエム岩手                              | (18) (株) エフエム福岡                              |
| (5) (株) エフエム愛媛                              | (19) (株) エフエム北海道                             |
| (6) (株) エフエム大分                              | (20) (株) エフエム宮崎                              |
| (7) (株) エフエム大阪                              | (21) (株) エフエムラジオ新潟                           |
| (8) (株) エフエム沖縄                              | (22) 岡山エフエム放送 (株)                            |
| (9) (株) エフエム香川                              | (23) 静岡エフエム放送 (株)                            |
| (10) (株) エフエム鹿児島                            | (24) 富山エフエム放送 (株)                            |
| (11) (株) エフエム熊本                             | (25) 広島エフエム放送 (株)                            |
| (12) (株) エフエム高知                             | (26) 福井エフエム放送 (株)                            |
| (13) (株) エフエム佐賀                             | (27) 三重エフエム放送 (株)                            |
| (14) (株) エフエム山陰                             |  |
| 3. 短波放送事業者（1者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 60   |
| (1) (株) 日経ラジオ社                              |  |
| 4. その他放送事業者等（6者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 61   |
| (1) スカパーJ S A T (株)                         | (4) 日本放送協会                                   |
| (2) 逗子・葉山コミュニティ放送 (株)                       | (5) (一社) 日本民間放送連盟、                           |
| (3) (株) 日本国際放送                              | (6) 日本民間放送労働組合連合会                            |
| 5. その他（25者）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 77   |
| (1) (一社) 日本新聞協会メディア開発委員会                    |  |
| (2) 放送の自由は大事やないか研究会                         |  |
| (3) 個人（23者）                                 |  |



|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>を優先し、ライブ配信の対象は両者が録画中継やライブストリーミングをしない競技に限定すべきと考えます。</p> <p>* NHK が進めている放送・通信連携型の「ハイブリッドキャスト」の先導的役割は大いに期待されるものですが、そのサービスの実施に当たっては法の検証が必要と考えます。また、そのサービスの実施に当たっては定義が不明確であり、ハイブリッドキャスト利用者と、それ以外の受信料負担者との公平性をきちんと説明する必要があると考えます。</p> <p>(以上)</p> |
|--|--|--|

「『放送政策に関する調査研究会』第一次取りまとめ（案）」に関する意見書

平成 25 年 7 月 25 日

| <small>(ふりがな)</small><br>氏名 (注 1)   | <small>かぶしきがいしゃ て れ び あさひ だいひょうとりしまりやくしゃちょう</small><br><small>はやかわ ひろし</small><br>株式会社テレビ朝日 代表取締役社長 早河 洋 |
|---|--|
|  |                         |
|  |  |
|  |                        |
|  |                         |
|  |                         |

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 個人の場合に記載すること。

注 3 法人又は団体の場合に記載すること。

| 頁         | 該当箇所  | ご意見   |
|-----------|---|---|
| 12<br>~13 | <p>イ ローカライズの推進</p> <p>① JIB の独自番組の多言語化の推進（外国語字幕の付与等）</p> <p>多言語化に必要な字幕付与等の経費の増大は、当初は、広告収入の増加や番組提供料では賄いきれないため、政府全体として支援することが求められる。</p> <p>ウ 官民が連携した我が国の情報発信の拡大</p> <p>平成23年度補正予算による震災復興番組シリーズ等の放送は、官民が連携した我が国の情報発信として、一定の成果を上げたと評価できる。同様の情報発信は、今後も継続的に取り組む必要があることから、政府全体として支援することが求められる。</p>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>政府の成長戦略では放送コンテンツの海外展開の推進が示されましたが、海外展開において外国人向けテレビ国際放送の取り組み強化が示されたことは適切と考えます。</li> </ul>  |
| 13        | <p>JIB 独自放送は1つのチャンネルで全世界をカバーしており、広告のローカライズが困難であるため、広告収入が伸び悩んでおり、JIB が NHK から自立することは、直ちには困難な状況である。JIB は NHK と異なり、制約なく自由に活動できる事業者として位置付けられている。独自番組の充実により広告収入の増加を目指すべきことは言うまでもないが、NHK からの自立という問題よりも、むしろ、インターネット利用をはじめとする伝送路の多様化への対応や、官民が連携した我が国の外国人向け映像情報発信への関与など、日本の国際放送の試金石として、その位置付けを活かした事業を進めべく維持・発展させることが適当である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>広告のローカライズが困難なため広告収入の伸びが期待できない点など、現実を直視した上で、NHK からの自立よりも、インターネットなど伝送路の多様化への対応や、官民連携の映像情報発信強化などに軸足を置いた事業を進めるべきとしている点について極めて適切な指摘と考えます。</li> <li>JIB の発足から5年が経ちますが、独自放送部分に対する民放の協力がごく一部にとどまっていることなど、オールジャパンでの海外情報発信強化という当初の理念は未だに十分果たされていないと考えます。</li> <li>独自番組枠の拡大や民放が番組供給などの協力をする上で、何が障害となっているのか等を洗い出し、必要であれば JIB の運営形態、組織体制にまで踏み込んだ抜本的な改革も視野に入れた検討が必要と考えます。</li> </ul> |



|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>積極的な提供</p> <p>④既放送番組の無料での提供期間に係る制約の廃止</p> <p>⑤業務ツールとしてのインターネットの活用<br/>(b) 新規に実施しようとする業務関係</p> <p>⑥ ハイブリッドキャストの提供</p> <p>⑦インタラクティブな学校教育コンテンツの提供<br/>(c) その他</p> <p>⑧ VOD 事業者に対する番組提供への区分経理の適用</p>                 | <p>対象地域に即してインターネット配信を行うか否かに関しては、法令上特段の規律はなく、必要があれば、国民・利用者の意見を踏まえて、当事者間で検討を行うことが望ましい」とありますが、放送対象地域に即して配信する意義を十分に勘案して検討すべきです。</p>   |
| 40 | <p>NHK はこれまでより積極的にインターネットを活用した業務を実施することが適当であると考えられる。ただし、NHK が放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切ではない。</p> <p>公共放送である NHK が実施しうるインターネット活用業務は、NHK と民間放送の二元体制の中で公共放送の役割として実施すべき業務であることが求められると考えられる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHK がインターネットを活用して国民・視聴者への情報提供を充実させようとする方向性は理解しますが、本案での指摘通り、NHK のネット活用はあくまで放送の補完が原則であり、この指摘は今後の制度整備の原則と考えます。</li> <li>・ NHK の業務は放送法において限定列举されており、インターネット活用業務についても放送法で業務を特定してサービス範囲を明確にし、無限定な実施に歯止めをかける必要があると考えます。</li> <li>・ NHK は全国組織であり、地方の民放事業者との体力差は歴然としています。NHK が独占的な受信料収入を財源にインターネット活用業務を広げるのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「二元体制」のバランスへの配慮が不可欠と考えます。</li> </ul> |
| 40 | <p>インターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務について、NHK が任意業務として実施し得るか否かについては、以下の3つの基準にしたがって判断することが適当である。</p> <p>(i) 公共性が認められること</p> <p>(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること</p> <p>(iii) 市場への影響の程度</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHK が任意業務として実施し得るか否かの基準として、この3点を示したことは大変重要かつ適切な指摘と考えます。この3点について法令で担保されるよう早期の制度化を要望いたします。</li> </ul>  |

|     |  |  |
|-----|--|--|
| 50  | <p>NHK によるインターネット活用業務の範囲や規律の体系を簡素化、明確化、透明化する観点から、新たな規律の方法として、NHK 自らが策定し総務大臣の認可を受ける「業務の実施基準」（放送法第 20 条第 2 項第 2 号及び同条第 9 項）の手法を敷衍し、既放送番組のインターネット配信のみを対象とするのではなく、包括的な「実施基準」を NHK が自ら策定し、国民・視聴者や利害関係者の意見も踏まえて、総務大臣の認可を受けるという方法が考えられる。（中略）この場合、NHK のインターネットを活用した業務の無限定な拡大を防止する観点から、業務の実施を事後的に検証し、見直す仕組みの導入も併せて検討する必要がある。具体的には、国民・視聴者や利害関係者からの苦情・意見を適切に処理する仕組みや、「実施基準」を一定期間ごとにレビューする仕組み等が考えられる。</p> <p>民放連や新聞協会からは、NHK が実施するインターネットを活用した業務について、「第三者機関」の仕組みを導入すべきではないかとの提案が行われている。（中略）こういった仕組みを導入することが、国民・視聴者にとって利益をもたらすものとなるのかどうか、十分慎重に検討することが必要である。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHK が制定する「業務の実施基準」については、オープンな制定手続きが不可欠です。</li> <li>・ NHK 自らが意見募集や公聴会を実施するなど、関係事業者、国民・視聴者の声を丁寧に聞く機会を、十分な期間を確保して行うことが必要と考えます。</li> <li>・ 制定された実施基準に基づく判断や運用を適切に保つために、民放連や新聞協会は NHK 内部に第三者的機関を設けることを提案しました。NHK が今後、事前・事後のチェック体制を検討する上で、第三者的機関は有力な選択肢となりうると考えますので、導入に向け前向きに検討すべきと考えます。</li> </ul> |
| その他 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、大臣裁定制度の意義を再考し法改正を含む抜本的な制度改正を行うよう要望します。「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、今後の検討課題に加えていただくようお願いします。</li> <li>・ 大臣裁定制度は 27 年前に同制度が導入された当時、ケーブルテレビの規模が非常に小</li> </ul>   |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ケーブルテレビが全世帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はすでに失われています。</li><li>・ 大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれません。</li><li>・ 大臣裁定制度の撤廃を含む法改正の検討を強く要望いたします。</li></ul> |
|--|--|---|

以上

「放送政策に関する調査研究」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年7月24日

|                |  |
|----------------|--|
| 組織名及び<br>代表者氏名 | かぶしきがいしゃ て れ び しんしゅう<br>株式会社テレビ信州<br><br>だいはりょうとりしまりやくしゃちょう      つじ      しょうへい<br>代表取締役社長                                      辻      尚平 |
| ■              | [Redacted content]   |
| ■              | [Redacted content]   |

| 頁      | 該当箇所  | 意見  |
|--------|---|---|
| P33～41 | 第4章NHKのインターネット活用業務<br>3 NHKのインターネットを活用した業務のあり方<br>(2) NHKの要望事項に関する考え方<br>ア基本的な考え方 | <基本的な考え方> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKがインターネットを活用して国民・視聴者への情報提供を充実させようとする方向性は理解しますが、無限定にインターネット活用業務を拡大することには反対です。</li> <li>・ NHKは新たなインターネット活用業務を展開していきたい要望があるとのことですが、新しいサービス「ハイブリットキャスト」の具体像が国民・視聴者に広く理解されている状況とは言えません。よって受信料を充当して行うべき業務かどうかを判断するのは極めて難しい状況です。サービスの具体像を明確にすることが大切です。</li> <li>・ NHKの業務は放送法において限定列举されており、インターネット活用業務に関しても放送法の中で業務を特定してサービスを明確にすることで、無限定な実施に歯止めをかけるべきと考えます。</li> <li>・ NHKは巨大な全国組織であり、地方における民放事業者との体力差は歴然としています。NHKが独占的な受信料収入を財源にインターネット活用業務を広げるのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が不可欠になると考えます。</li> </ul> |

|        |  |  |
|--------|--|--|
| P50～51 | (4) 我が国における制度の在り方  | <p>&lt;制度の在り方と自主基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKが放送以外の個別業務について、任意業務として実施し得るか否かの基準として、(i) 公共性が認められること、(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること、(iii) 市場への影響の程度の3点を示したことを評価します。</li> </ul> <p>また、「(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること」の判断として、(a) 放送番組との関連性、(b) 受信料を毀損しない支出規模に加え、「(c) (地域免許制度や番組規律など) 放送制度との整合性」を盛り込むよう要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行放送法はインターネット活用業務を放送番組の二次利用に限定しています。仮にこの限定を外すのであれば、放送法の中で業務を特定することが不可欠です。</li> <li>・ NHKが制定する「業務の実施基準」については、オープンな制定手続きが求められるところです。このためNHK自らが意見募集や公聴会を実施するなど、関係事業者、国民・視聴者の声を丁寧に聞く機会を、十分な期間を確保して行うことが不可欠です。</li> </ul> |
| P41～46 | <p>第4章NHKのインターネット活用業務</p> <p>3 NHKのインターネットを活用した業務のあり方</p> <p>(2) NHKの要望事項に関する考え方</p> <p>イ個別要望事項に対する考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKから要望があった個別要望事項に対する考え方は、以下の点を除き、概ね妥当と考えます。</li> </ul> <p>➤ 放送対象外のオリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会のインターネットライブ配信は、動画配信市場に影響を与えない範囲で実施することを要望します。</p>   |

「放送政策に関する調査研究会 第一次取りまとめ(案)」に対する意見

平成 25 年 7 月 26 日

|              |   |
|--------------|---|
| (ふりがな)<br>氏名 | かぶしきがいしゃてれびとうきょう<br>株式会社テレビ東京<br>せんむとりしまりやく みやけ せいいち<br>専務取締役 三宅 誠一 |
| ■            | ■   |
| ■            | ■   |
| ■            | ■   |
| ■            | ■   |

| 頁         | 該当箇所                            | 意見   |
|-----------|---------------------------------|--|
| 21 ページ    | 認定放送持株会社制度<br>ア 制度の位置づけの再確認     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本案において『「キー局がローカル局を救済するため(だけ)の制度」という前提で認定放送持株会社制度を眺めることは不適切であり、もともと幅広い形態での活用を想定した制度であるという位置付けを再確認』することには重要な意義があり、賛同する。</li> </ul>  |
| 40～41 ページ | (2)NHKの要望事項に関する考え方<br>ア 基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKは安定的な受信料収入を基盤としており、企業の広告宣伝費等を財政基盤とする民放事業者との差異は歴然としている。経営基盤の圧倒的な差異の中でNHKがインターネット活用業務を広げることは、公共放送と民間放送という「放送の二元体制」のバランスを欠く可能性があり、「市場への影響の程度」に十分配慮する必要がある。このことを「基本的な考え方」の冒頭に明記することを要望する。</li> <li>● NHKがインターネットを活用して国民・視聴者への情報提供を充実させようとする方向性は理解する。</li> <li>● 「NHKが放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切ではない」との本案の指摘は、公共放送と民間放送による「放送の二元体制」の原則であり、賛同する。</li> <li>● しかるにNHKのインターネット活用業務は、NHKが作成する自主基準では無く、引き続き放送法において限定列挙する必要があり、このことを「基本的考え方」に明記することを要望する。</li> </ul> |
| 41 ページ    | インターネット活用業務<br>(iii)市場への影響の程度   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● NHKが制定する「業務の実施基準」によって行われる業務については「市場への影響の程度」を合理的に判断するため、オープンな制定手続きが必要となることを本案に明記することを要望する。判断の具体的方法として、NHK自らが意見募集や公聴会を実施するなど、国民・視聴者・利害関係者の声を聞く機会を、十分な期間を確保して行うよう、本案に記載することを要望する。</li> </ul>   |

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 43 ページ | <p>オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信</p> <p>(iii) 市場への影響の程度</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信に関しては、公共放送と民間放送による「放送の二元体制」のバランスに十分配慮する必要がある。</li> <li>● NHKが行うインターネットライブ配信については、NHK・民間放送事業者の放送対象外の競技、および民間放送事業者や第三者の行うインターネットライブ配信対象外の競技に限定すべきであり、これを明記することを要望する。</li> <li>● 「オリンピックについて今後同様の業務を継続することは問題ないものと考えられるが」の記載については、「オリンピックについて今後同様の業務を継続することは、民間放送事業者や市場への影響の程度に十分配慮すれば問題ないと考えられるが」という記載に変更することを要望する。</li> </ul> |
| 45 ページ | <p>⑥ハイブリッドキャストの提供</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 放送・通信連携サービスの新たな規格であるハイブリッドキャストについて、NHKの先導的役割を期待する本案には賛同する。</li> <li>● ハイブリッドキャストを実施するには法改正が必要であるが、ハイブリッドキャストにおいて放送と連携する部分とそれ以外のインターネット活用業務については厳然と切り分ける必要があり、受信料を充当して行うべき業務かどうか十分に留意した制度改正を要望する。制度改正にあたっては、同サービスの具体像を可能な限り明確にし、放送連携部分の自由度を上げる一方で、放送と連携しない部分については無限定に実施できるとするのは適切ではないと考える。このことを本案に明記することを要望する。</li> </ul>   |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ(案)」に関する意見書

平成25年7月26日

|            |   |
|------------|---|
| 氏名         | かぶしきがいしゃ とうきょうほうそう<br>株式会社 東京放送ホールディングス<br><br>だいひょうとりしまりやくしゃちょう いしはら としちか<br>代表取締役社長 石原 俊爾 |
| [Redacted] | [Redacted]  |

| 頁          | 該当箇所  | 意見  |
|------------|---|---|
| 22～<br>32頁 | 第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則<br>3 在り方<br>(3) 具体的な見直しの方向性 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定放送持株会社制度について、民間放送事業者の具体的な現場ニーズに応える形で規制緩和の方針が示されたことは評価する。特に、早急に制度上の措置を講ずべき項目として、①議決権保有規制、②役員兼任規制、③資産割合制度が具体的に示されたことは、民間放送事業者の経営選択肢の拡大に資するものとして歓迎する。</li> <br/> <li>・ 一方で、この制度の想定メリットとして、「持株会社を通じてグループ全体の資金調達を行うことにより、デジタル化に伴う傘下の放送事業者の資金調達が容易になり、さらには、その経営基盤の強化に資する」ことがあげられている。しかし、この想定の実現に当たっては、資産割合制度の流動資産（現預金等）の扱いについても、早急に適切な見直しが行われることが必要である。取りまとめ案で指摘されている「グループの業績が良好になるほど、子会社からの配当等によって持株会社の流動資産が増加し、資産割合制度の要件を満たしにくくなってしまふ」ことを避けるためにも、引き続きの見直し検討が適切かつ確実に行われていくことを望む。</li> <br/> <li>・ キー局の安定経営を支えるための制度上の支援として民放の事業実態、とりわけキー局の事業構成への理解を求めたい。放送、非放送という外形的な判断だけではなく、放送や番組制作と周辺事業がどのように連動しているのかについて更なる現状分析が必要である。放送や番組制作との連携が認められ、基幹放送事業への収益貢献が測定できる場合には、それ自体が「放送」、「番組制作」に該当しなくとも、「周辺事業」として「密接関連業務」の範囲に包含でき</li> </ul> |

|               |  |  |
|---------------|--|--|
|               |  | <p>るよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、新たな放送・メディア事業の創生期においてはグループ経営上必ずしも基幹放送事業子会社で対応しきれず、親会社である認定放送持株会社の事業として行なう局面が想定される。そのため放送法関係審査基準第18条第4号の要件規定について、柱書きで「基幹放送事業者のために行なう次の業務をいう」とあるところを、「基幹放送事業者または認定放送持株会社のために行なう次の業務をいう」とする等の変更を要望する。</li> </ul>   |
| <p>40～51頁</p> | <p>第4章 NHKのインターネット活用業務<br/> 3 業務の在り方<br/> (2)NHKの要望事項に関する考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>NHKが国民・視聴者に対し、放送番組の配信等、インターネットを活用した新たなサービスを充実させようとする方向性は理解する。一方で、「NHKが放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切ではない」という指摘は至極もつともであり、今後の制度整備の原則とするべきである。</li> <li>NHKの業務は放送法で限定列挙されており、インターネットを活用した新たなサービスについても、放送法の中で明確に業務を記述し、無限定な業務拡大にはしっかりとした歯止めをかけるべきである。</li> <li>NHKの放送外任意業務の実施基準として、1)公共性が認められること、2)放送の補完の範囲にとどまるものであること、3)市場への影響の程度、の3点が具体的に示されたことについては評価すると共に、これらの基準の法令化を強く要望する。また、「放送の補完」であることの</li> </ul> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | 検証対象として、a)放送番組との密接関連性、<br>b)支出規模に加えて、「c)(地域免許制度や番組規律など)放送制度との整合性」を盛り込むことを要望する。 |
|--|--|--|



|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>33～41<br/>ページ<br/>50～51<br/>ページ</p> | <p>第4章<br/>「NHKのインターネット活用業務」</p> <p>3 NHKのインターネットを活用した業務の在り方</p> <p>(2)NHKの要望事項に関する考え方</p> <p>ア 基本的な考え方</p> <p>(4)我が国における制度の在り方</p> | <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKの業務は放送法において限定列举されています。インターネット活用業務に関しても、放送法の中で業務を特定してサービスの外縁を可能な限り明確にすることで、無限定な実施にしっかりと歯止めをかけるべきだと考えます。</li> <li>・ NHKが放送・通信連携型の「ハイブリッドキャスト」サービスの具体像については、国民・視聴者に広く理解されているとは言えず、法改正の検討にあたっては、同サービスの具体像を可能な限り明確にすることが必要と考えます。NHKが作成する自主基準に丸投げすべきではないと考えます。</li> <li>・ 巨大な組織であるNHKが、受信料収入を財源にインターネット活用業務を拡大するのであれば、これまで以上に、公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が必要です。</li> </ul> <p>&lt;制度の在り方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKの任意業務として実施し得るか否かの基準として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 公共性が認められること</li> <li>(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること</li> <li>(iii) 市場への影響の程度</li> </ul> </li> </ul> <p>以上3点が示されたことを評価します。</p> <p>この3点の基準が、法令上でしっかりと担保、制度化されることを要望します。この際、「(ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること」の判断の視点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 放送番組との密接関連性</li> <li>(b) 支出規模に加え、</li> <li>(c) (地域免許制度や番組規律など) 放送制度との整合性、を盛り込むよう要望します。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKが制定する「業務の実施基準」については、オープンな形で制定すべきです。このためNHK自らが意見募集や公聴会を実施するなど、関係事業者、国民・視聴者の声を丁寧に聞く機会を、十分な期間を確保するよう要望します。</li> <li>・ 制定された実施基準に基づく判断や運用を適切に保つために、日本民間放送連盟は一つの考え方としてNHK内部に第三者的機関を設けることを提案しました。NHKが今後、事前・</li> </ul> |
|--|---|---|

|              |  |   |
|--------------|--|---|
|              |  | <p>事後のチェック体制を検討するうえで、第三者的機関は有力な選択肢となりうると考えます。NHKのインターネット活用業務等をチェックする体制を導入することを前提として、前向きに検討すべきと考えます。</p>   |
| 41～46<br>ページ | <p>同上</p> <p>(2)イ</p> <p>個別要望事項<br/>に対する考<br/>え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信は、民放事業者が行うインターネットライブ配信競技と重複しないようにすべきです。「市場への影響の程度」の観点で言えば、民放の有料放送事業をはじめとする民間ビジネスに影響を与えないことが重要です。</li> <li>・ラジオ放送番組のインターネット同時配信（らじる★らじる）に関し、「各放送対象地域に即してインターネット配信を行うか否かに関しては、（中略）当事者間で検討を行うことが望ましい」とありますが、放送対象地域に即して配信する意義を十分に勘案して検討すべきです。</li> </ul>  |
| 全体           | 全体   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、大臣裁定制度の今日的意義などを再検証し、法改正を含む抜本的な制度改正を行うよう要望します。「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、今後の検討課題に加えていただくようお願いします。</li> </ul> <p>そもそも、大臣裁定制度は27年前に同制度が導入された当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われています。大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれません。</p> <p>法改正を含む抜本的な制度改正を行うよう強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|



|              |   |   |
|--------------|---|---|
|              |   | <p>す。</p> <p>さらに、「1/2 以下の議決権保有により支配する基幹放送事業者について、『子会社』の用語の定義を拡大するのではなく、『子会社』とは別の用語を設ける方向で考えていくことが適当」としていることも適切と考えます。</p> <p>以上の緩和の方向性が打ち出されたことを踏まえ、当社としては、改めて認定放送持株会社による 1/3 から 1/2 までの議決権保有が可能となるよう、緩和を要望します。</p>  |
| 26<br>ページ    | <p>同上</p> <p>イ 役員兼任規制</p> <p>②見直しの方向性</p> | <p>役員兼任規制の緩和につき、「特に地方では放送局の運営に通暁した人材に限られており、1/5 という役員兼任比率の基準を超えることなく地元で人材の『やり繰り』をすることが困難になってきている」といった実態に即した事例を踏まえた上で、「12 地域特例の枠内で、認定放送持株会社と子会社に至らない基幹放送事業者との間で役員兼任を可能とする特例を措置することが考えられる」と緩和の方向性を打ち出したことは、適切と考えます。</p> <p>ただし、「12 地域」という上限については、放送事業者等の実需や切迫性を勘案しつつ、柔軟に緩和していただくよう要望します。</p> <p>以上の緩和の方向性が打ち出されたことを踏まえ、当社としては、改めて認定放送持株会社と子会社に至らない基幹放送事業者との間で役員兼任が可能となるよう、緩和を要望します。</p> <p>また、上記の役員兼任の実状を踏まえ、基幹放送事業者同士の役員兼任規制についても、現行の放送法における上限である 1/3 まで緩和することを改めて要望します。</p> |
| 28～29<br>ページ | <p>同上</p> <p>エ 資産割合制度</p> <p>②見直しの方向性</p> | <p>資産割合制度の計算方法につき、流動資産（現預金等）や保有株式以外の資産（有形固定資産等）を分子に計上することを可能にすべき、及び、密接関連業務の範囲を拡大すべきとする要望に対し、「今後、総務省において事業者側からより詳細な事実関係等を聴取しつつ、必要な措置を講じていくことが適当である」と改善に向けた方向性が示されたことは、妥当な対応であり、これが実現するよう改めて要望します。</p> <p>また、資産割合制度の基準について、放送の公共性を担保するという制度趣旨を確保できる範囲において、現行の 1/2 の水準からの緩和を要望します。</p>   |
| 30<br>ページ    | <p>同上</p> <p>オ マスメディア集中排除原則の衛星基幹放送</p>    | <p>B S 放送や東経 110 度 CS 放送に関するマスメディア集中排除原則については、近年の当該放送事業者数の増加、スーパーハイビジョンの推進を踏まえた帯域の再編の方向性などを踏まえ、大幅に整理・緩和することが望ましいと考えます。</p>  |

|           |   |   |
|-----------|---|---|
|           | に係る特例<br>②見直しの方向性   | その際、現行の衛星放送に関するマスメディア集中排除原則は、小規模な緩和が繰り返される過程の中でわかりにくい条文になっていることから、簡潔明瞭な整理がなされることを要望します。   |
| 40<br>ページ | 第4章 NHKのインターネット活用業務<br>3 NHKのインターネットを活用した業務の在り方<br>(2)NHK の要望事項に関する考え方<br>ア 基本的な考え方 | NHKが放送以外の任意業務を実施するにあたり、(i) 公共性が認められること (ii) 放送の補完の範囲にとどまるものであること (iii) 市場への影響の程度の3つの基準が示されたことは、適切と考えます。<br>受信料を財源とするNHKと、無料広告収入を主軸とする民放が共存する二元体制を今後も維持・発展させていくため、NHKの業務内容がこの3基準を満たしているかどうかを絶えずチェックしていくことが重要であり、これを担保していくための手段や方法について、引き続き議論を続けていくべきと考えます。 |



|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p>「区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらない」という前提条件は大きく変わり、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われていると考えられます。同制度は憲法に規定された「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するもので、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれていない現実があり、再検討が必要と考えます。</p> |
|--|--|--|



|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>▽基本的な方向性としては、NHKはこれまでより積極的にインターネットを活用した業務を実施することが適当であると考えられる。ただし、NHKが放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切ではない。</p> <p>▽インターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務について、NHKが任意業務として実施し得るか否かについては、以下の3つの基準にしたがって判断することが適当である。</p> | <p>▽一概にインターネット活用を否定するものではないが、NHKは放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、受信料収入を主な財源としていることを踏まえれば、インターネット活用など放送以外の業務を無限定に実施できるとするのは適切ではないと考えます。</p> <p>▽上記のNHKの基本的な位置づけを踏まえれば、NHKが任意業務として実施し得るか否かを判断する際の基準として、「公共性」、「放送の補完」、「市場への影響程度」の3つの基準に加え、「放送法や基幹放送普及基本計画など放送の基本的な制度に適合したものであること」を付け加えるが必要と考えます。</p> |
| 41 | <p>ア 基本的な考え方<br/>(b) 支出規模</p> <p>▽「放送の補完」である以上、放送を支えるために国民・視聴者が負担する受信料財源※を毀損するものであってはならない。</p>   | <p>▽妥当な指摘であり、番組アーカイブ業務（NHKオンデマンド）についても、放送本体業務があって初めて可能となる業務であることを踏まえれば、適正な支出規模が守られるべきと考える。</p> <p>また、番組アーカイブ業務（NHK オンデマンド）は平成25年度末の黒字化の見通しが立っておらず、今後、実施基準に従って業務継続の是非も含めた検討対象となる可能性が高いと思われる。</p> <p>従って、支出規模を論じる場合にも、まずはNHKオンデマンドの在り方に関する総括がなされることが先決であると考えます。</p>                           |
| 42 | <p>① ラジオ放送番組のインターネット同時配信（らじる★らじる）</p> <p>▽なお、民放連や新聞協会の意見にある民間ラジオ事業者が提供している同様のサービス「radiko」との関係について、「radiko」と同様に「らじる</p>   | <p>▽放送対象地域は、この取りまとめ案において再三指摘されている放送の三原則の一つである「地域制」と表裏一体をなす、極めて重要な仕組みであり、“各放送対象地域に即</p>  |

|               |  |   |
|---------------|--|---|
|               | <p>★らじる」においても各放送対象地域に即してインターネット配信を行うか否かに関しては、法令上特段の規律はなく、必要があれば、国民・利用者の意見を踏まえて、当事者間で検討を行うことが望ましいと考えられる。</p>  | <p>してインターネット配信を行うか否かに関しては、法令上特段の規律はなく、必要があれば、国民・利用者の意見を踏まえて、当事者間で検討を行うことが望ましいとするのは不適切と考えます。</p> <p>NHKの要望事項に対する基本的な判断基準の項目でも述べたように、インターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務について、NHKが任意業務として実施し得るか否かについては、「放送法や基幹放送普及基本計画などの放送の基本的な制度に適合したものであること」は必要不可欠であり、ラジオのインターネット配信は放送対象地域に即して実施されなければならないとするのが適切と考えます。</p> |
| 43            | <p>② オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信</p> <p>▽オリンピックについて今後同様の業務を継続することは問題のないものと考えられるが、それ以外のものについても同様の業務を実施することについては、その内容が明らかになった時点で、上記の考え方にしたがって改めて検証することが必要である。</p> | <p>▽概ね妥当と考えます。</p> <p>但し、オリンピックについても、まず、NHKの本来業務である地上放送や衛星放送のチャンネルで放送することが優先されるべきと考えます。</p>   |
| 44            | <p>③ 災害情報や防災等に資する情報の積極的な提供</p> <p>▽NHKが要望している防災・減災情報については、その具体的な内容が明らかになった時点で別途判断することが必要である。</p>   | <p>▽妥当と考えます。</p>  |
| 44<br>～<br>45 | <p>④ 既放送番組等の無料での提供期間に係る制約の廃止</p> <p>▽必ずしも現在放送されている番組との密接関連性まで求める必要はな</p>   | <p>▽放送の補完と放送番組との密接関連性を基準に照らせば、提供期間の制約をいきなり廃止</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>いのではないかという考え方もある。</p> <p>▽民間事業者がインターネットで配信するコンテンツとは類型が異なっていることから、無料提供の期間を延長することによる市場への影響はさほど大きなものとは考えられない。</p> <p>▽提供期間に関する制約については廃止しても特段の問題は生じないものと考えられる。</p>   | <p>するのは余りに拙速と考えます。また、40億円という支出規模は民間企業から見れば相当な規模であり、市場への影響は大きくないという判断にも確証があるとは思えず、期間制約は維持すべきと考えます。</p> <p>現行の1か月程度は概ね妥当な長さであり、学校教育番組や福祉番組の番組クリップなど、必要に応じて特例として長期間の提供を認めるのが適切と考えます。</p> |
| 45 | <p>⑤ 業務ツールとしてのインターネット活用</p> <p>▽いずれにせよ、「業務ツール」の要素があれば、いかなるインターネット活用も認めるとするのは、無限定の業務拡大を招く懸念もあり、慎重に検討すべきと考えられる。</p>   | <p>▽妥当であると考えます。</p>   |
| 46 | <p>⑥ ハイブリッドキャストの提供</p> <p>▽まずはNHKにおいてハイブリッドキャストの個別具体的な業務内容を明確化することが必要である。その上で、ハイブリッドキャストの実現に向けてNHKが先導的役割を果たすことを基本としつつ、ルールの明確化に取り組むことが必要である。</p> <p>⑦ インタラクティブな学校教育コンテンツの提供</p> <p>▽本サービスに係る検討については、</p> <p>⑤業務ツールとしてのインターネット活用と同様に、そもそもNHKが実施したいとする業務の範囲・趣旨が明らかになっておらず、まずはNHKにおいて具体的にどのような業務を想定しているのか明確化することが必要であり、その上で個別に判断す</p> | <p>▽妥当と考えます。</p> <p>▽妥当と考えます。</p>   |

|               |  |  |
|---------------|--|--|
|               | <p>ることが必要である。</p> <p>一般的には、独自コンテンツの要素強いものについては、「放送の補完」を超えるものとして、認められないと考えられる。</p> <p>⑧ VOD事業者に対する番組提供への区分経理の適用</p> | <p>▽本取りまとめの 33 ページでも指摘されているように、番組アーカイブ業務(NHK オンデマンド)は平成 25 年度末の黒字化の見通しが立っておらず、今後、実施基準に従って業務継続の是非も含めた検討対象となる可能性が高いと思われる。</p> <p>従って、NHKオンデマンドに関してはまず、平成 25 年度の決算状況を踏まえた、そのあり方に関する総括がなされることが先決であるとする。</p>  |
| 50<br>～<br>51 | <p>(4) 我が国における制度の在り方</p> <p>ア 業務範囲規律の方法</p> <p>イ 事前審査に係る「第三者機関」について</p>  | <p>▽NHKは国民から徴収される受信料で公共放送を行うことを目的として設立された特殊法人であり、民間放送との二元体制の中で、その基本的な役割が定められている。</p> <p>放送法 20 条はこのようなNHKの役割を踏まえて適正な業務の範囲とあり方を定めたものといえ、基本的な考え方は今後も継承されるべきであり、NHKのインターネット利用制度に関しても業務範囲が無限定にならないような規律が必要と考えます。</p> <p>その際、このような規律を担保し、透明性や公平性を確保する観点から、外部からのチェックが働く仕組みを導入することが重要と考えます。</p> |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ(案)」に関する意見書

平成25年 7月26日

|              |  |
|--------------|--|
| (ふりがな)<br>氏名 | かぶしがいしゃ えふえむあいち<br>株式会社 エフエム愛知<br>ほんだ りゅうたろう<br>代表取締役社長 本多 立太郎 |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |

| 頁  | 該当箇所                            | 御意見   |
|----|---------------------------------|---|
| 17 | (2)ラジオを取り巻く環境<br>イ経営環境<br>②経営状況 | <p>第4段落で「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。ピーク時からの減少率でいえば中短波局のほうが大きいこととなるが、2012年度の中短波局の売上合計は48局で865億円、一方FM局は51局で610億円と、中短波局はFM局の1.4倍、255億円の差があることも事実である。FM局はこれまで絶え間なく収益改善のための経営努力を行っており、その結果として売上の減少率が小さいのであり、経営状態が厳しさを増すことは中短波局と何ら変わりなく同様である。</p> <p>よって、ラジオの経営環境についての記述は、中短波局とFM局を同等に扱っていただくようお願いしたい。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応<br>② 見直しの方<br>向性 | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」とあるが、上記と同様の理由で中短波局とFM局を同等に扱っていただくようお願いしたい。</p> <p>また、地域メディア、災害時メディアとして重要な公共的役割を果たしていくことは、中短波、FMともに求められていることであるので、制度整備や国の支援も同等にお願いしたい。</p>   |

株式会社 エフエム青森

代表取締役社長 工藤 誠

該当箇所1 17P (2) ラジオを取り巻く環境について

→経営環境が苦しいのは中短波だけではありません。中短波のみを保護している傾向がみとれます。

該当箇所2 30P カ ラジオを巡る状況への対応②見直しの報告

→こちらも中短波を中心に極めて厳しい状況 という文言で、やはり偏りがみられます。

合理化等でFM局は、経営改善に取り組んできている。厳しい環境は中短波も変わらない。

特別扱いするような文言はお控えいただきたい。



「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年7月25日

|    |  |
|----|--|
| 氏名 | かぶしきがいしゃえふえむいわて だいのようとりしまりやくしやちようむらたのりまさ<br>株式会社エフエム岩手 代表取締役社長村田憲正 |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |

| 頁  | 該当箇所                       | 意見   |
|----|----------------------------|--|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境 イ経営状況       | <p>①広告市場<br/>この原因としては、広告主のマーケティング手法や媒体別の広告費配分の変化、<u>中波の聴取環境の悪化</u>・・・・・・・・とあるが「FMの音楽を主体とした番組環境の激変」も加えていただきたい。</p> <p>FMの場合、音が混信せずクリーンでステレオ音声という特徴を活かし、音楽はFMでというイメージが定着し聴かれていたが、昨今は新曲などの音源がネットをはじめいろいろな媒体からダウンロードができ、しかも持ち運びがコンパクトで簡単となり、若者にラジオが聴かれなくなった。</p> <p>②経営状況<br/>今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、<u>中短波を中心に</u>経営状態はますます厳しくなると考えられる・・・・・・・・とあるが経営状態はFM局も同様の体を辿っており、中短波と同様に扱っていただきたい。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応<br>②見直しの方向性 | <p>「民間放送を取り巻く環境」で概観したとおり、ラジオの経営状況は、現状、先行き見通しとも、<u>中短波を中心に</u>極めて厳しい状況にあり・・・・・・・・とあるが<br/>上記と同様中短波に偏った表現ではなく、「中短波・FMも同様」等表現を平等に扱っていただきたい。</p>   |





「放送政策に関する調査研究会」第一次まとめ（案）」に関する意見書

平成 25 年 7 月 24 日

|              |   |
|--------------|---|
| (ふりがな)<br>氏名 | (かぶしきがいしゃ えふえむおおさか<br>だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなべ よしひと)<br>株式会社 エフエム大阪<br>代表取締役社長 田辺 善仁 |
| [Redacted]   | [Redacted]  |

| 頁  | 該当箇所                    | 意見  |
|----|-------------------------|---|
| 17 | (2)ラジオを取り巻く環境 ② 経営状況    | <p>第4段階において「今後も売り上げの大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>中短波を中心に、とあるのは、第1段階の「平成24年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約4割、FMが約6割」が根拠と推察されるが、売上規模で言えば、2012年度の中短波局48局の売上合計は865億円、対してFM局51社(52波)の売上合計は610億円で、AMはFMの1.4倍、255億円の売上差があるのが事実である。</p> <p>FM局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波局と同等である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応 ②見直しの報告性 | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記と同様の理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及においては、FMも中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等にFMはこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においてはFMと中短波を区別することないように配慮していただきたい。</p>   |

(別添様式)

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ(案)に関する意見書

平成 25 年 7 月 24 日

|                  |   |
|------------------|---|
| (ふりがな)<br>氏名(注1) | かぶしきがいしゃ えふえむおきなわ<br>株式会社 エフエム沖縄 代表取締役社長 ながはま ひるまさ<br>長 濱 弘 真 |
|------------------|---|

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 個人の場合に記載すること。

注3 法人又は団体の場合に記載すること。

| 頁  | 該当箇所                         | 御意見  |
|----|------------------------------|--|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境<br>② 経営状況     | <p>「今後も売り上げの大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる」とあるが、2012年度の中短波48局の売上合計は865億円、FM局51社の合計は610億円であり、250億円余の差がある。</p> <p>当社においても2012年度は、ピーク時の約80%にまで収入は減少しているが、地元中波局では逆にこの8年ばかり、売り上げを伸ばし続けているケースもある。ラジオ局の経営環境は総じて中波・FM問わず悪いのであって、今後も大幅な改善が見込めないのはラジオ業界全体の問題である。したがって、経営環境について中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カ. ラジオを巡る状況への対応<br>② 見直しの方向性 | <p>「中短波を中心にきわめて厳しい状況」という記述について。</p> <p>上記と同様の理由により、中短波に偏る表現は修正していただきたい。また、ラジオ受信機は、FM、中短波ともに同水準で普及しており、公共的役割・責務も同様であると認識している。定期的に行われる聴取率調査においても、FMは特に若年層からは中短波をはるかに上回る指示を受けていることが明らかになっている。これらの事情をふまえ、今後の制度整備や国としての支援においては、FMと中短波を区別するとのないようご配慮頂きたい。</p>  |

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年7月26日

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 氏名 | 株式会社エフエム香川<br>代表取締役社長 山下誠志 |
|    |                            |
|    |                            |
|    |                            |
|    |                            |

| 頁  | 該当箇所                       | 意見  |
|----|----------------------------|---|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境<br>②経営状況    | <p>第4段落において「今後の売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>中短波を中心にとあるのは、第1段落の「平成24年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約4割、FMが約6割」が根拠と推察されるが、売上規模で言えば、2012年度の中短波局48局の売上合計は865億円、対してFM51社(52波)の売上合計は610億円で、AMはFMの1.4倍、255億円の売上差があるのが事実である。</p> <p>FM局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波局と同等である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カーラジオを巡る状況への対応<br>②見直しの報告性 | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記同様の理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及においては、FMも中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等にFMはこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においてはFMと中短波を区別することのなきよう配慮していただきたい。</p>  |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 7 月 25 日

|               |  |
|---------------|--|
| (ふりがな)<br>氏 名 | (がぶしきかいしゃ えふえむかごしま)<br>株式会社 エフエム鹿児島<br>(かどのその しげき)<br>代表取締役社長 門之園 繁樹 |
| [Redacted]    | [Redacted]   |

| 頁  | 該当箇所                               | 意 見   |
|----|------------------------------------|---|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境<br>イ 経営環境<br>② 経営状況 | <p>第 4 段落において「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>中短波を中心にとあるのは、第 1 段落の「平成 24 年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約 4 割、FM が約 6 割」が根拠と推察されるが、売上規模で言えば、2012 年度の中短波局 48 局の売上合計は 865 億円、対して FM 局 51 社 (52 波) の売上合計は 610 億円で、AM は FM の 1.4 倍、255 億円の売上差があるのが事実である。</p> <p>FM 局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波と同等である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応<br>② 見直しの方向性        | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記と同様の理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及においては、FM も中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等に FM はこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においては FM と中短波を区別することのないように配慮していただきたい。</p>   |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 7 月 26 日

|              |  |
|--------------|--|
| (ふりがな)<br>氏名 | (かぶしがいいしゃ えふえむくまもと だいはりとりしまりやくしゃちよう のがたまさじ)<br>株式会社 エフエム熊本 代表取締役社長 野方 正治 |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |

| 頁  | 該当箇所                               | 意見  |
|----|------------------------------------|---|
| 17 | (2) ラジオを<br>取り巻く環境<br>②経営状況        | <p>4 段落目 1～2 行目に「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>ここで「中短波を中心に」とあるのは、第 4 回会合での日本民間放送連盟研究所の報告をもとにした 1 段落目の「平成 24 年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約 4 割、FM が約 6 割」を根拠としたものと思われる。しかし平成 24 年度の売上合計でみると、中短波局 48 局で 865 億円というのに対し、FM 局 51 社 (52 波) は 610 億円と、255 億円の差がある。つまり、中短波局の売上規模は FM 局の約 1.4 倍である。</p> <p>FM 局は経営改善を積み重ね続けて収益性を高め、売上維持に努めているのであり、経営環境の悪化は中短波局と同等である。ラジオの経営環境について、中短波に殊更偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡<br>る状況への対応<br>②見直しの方向<br>性 | <p>2 行目に「中短波を中心に極めて厳しい状況」とあるが、上記と同様、ラジオの経営環境について、中短波に殊更偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、FM のラジオ受信機の普及水準は中短波と同等であり、公共的な役割も同様である。さらに FM が経営の合理化等に対しこれまで積極的に取り組んできたことなどを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援について、FM と中短波で区別することのなきよう、配慮をいただきたい。</p>   |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ(案)に関する意見書

平成25年 7月25日

|               |  |
|---------------|--|
| (ふりがな)<br>氏 名 | (かぶしきがいしゃ えふえむこうち)<br>株式会社 エフエム高知<br><br>(いこま たすく)<br>代表取締役社長 生駒 輔 |
|---------------|--|

| 頁  | 該当箇所                    | 意 見   |
|----|-------------------------|---|
| 17 | (2)ラジオを取り巻く環境 ②経営状況     | <p>第4段落において「今後も大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる」とある。</p> <p>中短波を中心にとあるのは、第1段落の「平成24年度末の売上高の予測は中短波がピーク時の売上の約4割、FMが約6割」が根拠と推察されるが、売上規模でいえば、2012年度の中短波局48局の売上合計は865億円、対してFM局51社の売上合計は610億円で、AMはFMの1.4倍、255億円の売上差があるのが事実である。</p> <p>FM局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上維持に結びついているのであり、かつ、ローカルのラジオ単営者は圧倒的にFM局が多く経営環境の悪化という点では中短波局と同等である。また、7月17日に策定された「民間地上基幹放送事業者の活力の再生に向けた基本方針」(案)でも、厳しい経営状況にあるのはラジオ放送事業者とローカルのテレビ放送事業者であると指摘されてこと。中小企業庁の「構造不況業種」にラジオ事業者が指定されていることから、ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は必要ないのではないかと思います。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応 ②見直しの方向性 | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記と同様の理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及においては、FMも中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。さらに、経営の合理化等にはFMはこれまでも積極的に取り組んできた経緯がある。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においては中短波とFMを区別することのないようご配慮いただきたい。</p>   |



「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成25年7月24日

|              |  |
|--------------|--|
| (ふりがな)<br>氏名 | (かぶしきがいしゃ えふえむさんいん)<br>株式会社 エフエム山陰<br>(はまべ ひろし)<br>代表取締役社長 濱辺 弘志 |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |

| 頁  | 該当箇所                      | 意見  |
|----|---------------------------|---|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境 イ<br>②経営状況 | <p>第4段落において「今後も売り上げの大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>中短波を中心にとあるのは、第1段落の「平成24年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約4割、FMが約6割」が根拠と推察されるが、売上規模で言えば、2012年度の中短波局48局の売上合計は865億円、対してFM局51社(52波)の売上合計は610億円で、AMはFMの1.4倍、255億円の売上差があるのが事実である。</p> <p>FM局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上維持にむすびついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波局と同等である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応 ②見直しの方向性   | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記と同様の理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及においては、FMも中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等にFMはこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においてはFMと中短波を区別することがないよう配慮していただきたい。</p>   |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ(案)」に関する意見書(案)

平成25年7月26日

|              |   |
|--------------|---|
| (ふりがな)<br>氏名 | (かぶしかいしゃ えふえむとうきょう)<br>株式会社 エフエム東京<br><br>(ちよ かつみ)<br>代表取締役社長 千代 勝美 |
| [Redacted]   | [Redacted]  |

| 頁  | 該当箇所                    | 意見  |
|----|-------------------------|---|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境 ② 経営状況   | <p>第4段落において「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>中短波を中心にとあるのは、第1段落の「平成24年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約4割、FMが約6割」が根拠と推察されるが、売上規模で言えば、2012年度の中短波局48局の売上合計は865億円、対してFM局51社(52波)の売上合計は610億円で、AMIはFMの1.4倍、255億円の売上差があるのが事実である。</p> <p>FM局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波局と同等である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応 ②見直しの報告性 | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記と同様に理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及においては、FMも中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等にFMはこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においてはFMと中短波を区別することないように配慮していただきたい。</p>   |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書（案）

平成25年7月24日

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 氏名 | 株式会社エフエム徳島<br>代表取締役社長 圃山賢一 |
|    |                            |
|    |                            |
|    |                            |
|    |                            |

| 頁  | 該当箇所                       | 意見  |
|----|----------------------------|---|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境<br>②経営状況    | <p>第4段落において「今後の売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>中短波を中心にとあるのは、第1段落の「平成24年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約4割、FMが約6割」が根拠と推察されるが、売上規模で言えば、2012年度の中短波局48局の売上合計は865億円、対してFM51社（52波）の売上合計は610億円で、AMはFMの1.4倍、255億円の売上差があるのが事実である。</p> <p>FM局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波局と同等である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応<br>②見直しの報告性 | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記同様の理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及においては、FMも中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等にFMはこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においてはFMと中短波を区別することのないよう配慮いただきたい。</p>  |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 7 月 24 日

|              |  |
|--------------|--|
| (ふりがな)<br>氏名 | (かぶしがいしゃ えふえむながさき)<br>株式会社 エフエム長崎<br>(かわぞえかずみ)<br>代表取締役社長 川添一巳 |
| [Redacted]   | [Redacted]   |

| 頁  | 該当箇所                    | 意見  |
|----|-------------------------|---|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境 ② 経営状況   | <p>第 4 段落において「今後も売上げの大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>中短波を中心にとあるのは、第 1 段落の「平成 24 年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約 4 割、FM が 6 割」が根拠と推察されるが、売上げ規模で言えば、2012 年度の中短波局 48 局の売上合計は 865 億、対して FM51 社（52 波）の売上合計は 610 億円で、AM は FM の 1.4 倍、255 億円の売上差があるのが事実である。FM 局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上げ維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波局と同等である。</p> <p>更に地方局に於いては 従業員の給与、福利厚生等は中短波局水準以下のレベルで、従業員に理解を求め経営を行っているのが実態である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カーラジオを巡る状況への対応 ②見直しの報告性 | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記と同様な理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及において、「FM も中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等に FM</p>  |



「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 7 月 25 日

|              |  |
|--------------|--|
| (ふりがな)<br>氏名 | かぶしがいしゃ えふえむほっかいどう<br>株式会社 エフエム北海道<br><br>だいひょうとりしまりやくしゃちょう うさみのぶこ<br>代表取締役社長 宇佐美 暢子 |
| [Redacted]   | [Redacted]   |

| 頁  | 該当箇所   | 意見   |
|----|--|--|
| 17 | ②経営状況<br>「経常利益率は、ここ数年ほぼゼロで、全体の3割強が赤字となっている。在京の5社以外は営業利益と営業外収益の合計がほとんどゼロに近い。」 | AM局を中心にした分析と感じる。FM局はここまで逼迫していない。経営環境の悪化という点ではAM局と同様だが、FM局はラジオ単営局としてスタートした為、人件費の抑制を含め長年にわたり経営のスリム化と取り組んで来た努力の結果である。 |
| 17 | ②経営状況<br>「中短波を中心に極めて厳しい状況にあり」  | 「中短波を中心に」とAM局に重点を置いた表現には違和感を感じる  |
| 18 | ウ今後の展望<br>「ラジオに係る規律の在り方」   | 用語の意味合い、意図するところが国民にわかりにくい。適切な表現に言いかえることを希望する。  |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 7 月 23 日

|               |  |
|---------------|--|
| (ふりがな)<br>氏 名 | (がぶしきかいしゃ えふえむみやざき)<br>株式会社 エフエム宮崎<br>(たかはし たけと)<br>代表取締役社長 高橋武人 |
| [Redacted]    | [Redacted]   |

| 頁  | 該当箇所                       | 意 見   |
|----|----------------------------|---|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境<br>②経営状況    | <p>第 4 段落において「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。</p> <p>中短波を中心にとあるのは、第 1 段落の「平成 24 年度末の売上高の予測は、中短波がピーク時の売上の約 4 割、FM が約 6 割」が根拠と推察されるが、売上規模で言えば、2012 年度の中短波局 48 局の売上合計は 865 億円、対して FM 局 51 社 (52 波) の売上合計は 610 億円で、AM は FM の 1.4 倍、255 億円の売上差があるのが事実である。</p> <p>FM 局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売上維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波と同等である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応<br>②見直しの方向性 | <p>「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述があるが、上記と同様の理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p> <p>また、ラジオ受信機の普及においては、FM も中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等に FM はこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においては FM と中短波を区別することのないように配慮していただきたい。</p>   |





「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ(案)に関する意見書

平成25年7月26日

|               |   |
|---------------|---|
| (ふりがな)<br>氏 名 | (しずおかえふえむほうそう かぶしがいしゃ)<br>静岡エフエム放送 株式会社<br><br>(ゆうじま しげいち)<br>代表取締役社長 祐 嶋 繁 一 |
|               |   |
|               |   |
|               |   |
|               |   |

| 頁  | 該当箇所                           | 意見  |
|----|--------------------------------|---|
| 17 | (2)ラジオを取り巻く環境<br>②経営状況<br>第4段落 | 「中短波を中心に経営状況はますます厳しくなると考えられる」とあるが、売上規模から言えば2012年度の中短波局48局の売上合計は865億円、FM局51社の売上合計は610億円で、AMはFMの1.4倍、255億円の売上差があるのが事実であり、FM局は総じて収益性を高めるための経営改善、投資効率化を図ってきた結果、売上維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波局とFM局は同等である。<br>ラジオの経営環境について、中短波に偏る表現は修正していただきたい。 |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応<br>②見直しの方向性     | 「中短波を中心に極めて厳しい状況」とあるが、上記と同様の理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。<br>また、ラジオ受信機の普及においては、FMも中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。さらに、経営の合理化等にはFMはこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においてはFMと中短波を区別することないよう配慮いただきたい。  |

(別紙様式)

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ(案)」に関する意見書

平成25年7月24日

|  |  |
|--|--|
| <p>(ふりがな)<br/>氏名</p>   | <p>(とやまえふえむほうそうかぶしきかいしゃ)<br/>富山エフエム放送株式会社<br/>(こやま たかよし)<br/>代表取締役社長 小山 孝義</p> |
|  |  |

| 頁  | 該当箇所                    | 意見  |
|----|-------------------------|---|
| 17 | (2)ラジオを取り巻く環境 ②経営状況     | <p>第4段落において「今後も売上の大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に経営状態はますます厳しくなると考えられる。」とある。<br/>FM局は、総じて、収益性を高めるための絶え間ない経営改善を積み重ねており、その結果が売り上げ維持に結びついているのであり、経営環境の悪化という点では中短波局と同様である。ラジオの経営環境について、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。</p>         |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応 ②見直しの方向性 | <p>「中短波を中心にきわめて厳しい状況」という記述があるが、上記と同様な理由で中短波に偏る表現は修正していただきたい。<br/>また、ラジオ受信機の普及においては、FMも中短波と同水準であることから、公共的役割も同様である。また、経営の合理化等にFMはこれまでも積極的に取り組んできた。これらを踏まえ、今後の制度整備や国としての支援においてはFMと中短波を区別することの無いよう配慮いただきたい。</p> |





「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）に関する意見書

平成 25 年 7 月 25 日

|           |  |
|-----------|--|
| しめい<br>氏名 | みええふえむほうそうかぶしきがいしゃ<br>三重エフエム放送株式会社<br><br>代表取締役社長 にわ いさむ<br>丹羽 勇 |
|           |  |
|           |  |
|           |  |
|           |  |

| 頁  | 該当箇所                  | 意見   |
|----|-----------------------|--|
| 17 | (2) ラジオを取り巻く環境②経営状況   | 第4段落において「今後も売上げの大幅な改善は期待しにくく、中短波を中心に～」の記述。中短波を中心にとあるが、FM局も非常に厳しい経営環境にあり、ことさら中短波に偏る表現は修正していただきたい。 |
| 30 | カ ラジオを巡る状況への対応②見直しの報告 | 「中短波を中心に極めて厳しい状況」という記述。上記と同様の理由で、中短波に偏る表現は修正していただきたい。  |

「放送政策に関する調査研究会 第1次取りまとめ（案）」に対する意見

平成25年7月26日

|    |  |
|----|--|
| 氏名 | かぶしがいしや 株式会社 につけいらじおしゃ 日経ラジオ社 だひょうとりしまりやくしゃちやう 代表取締役社長 すずまけんじ 鈴木健司 |
|    |  |
|    |  |
|    |  |

| 該当箇所                    | 意見  |
|-------------------------|---|
| 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則 | <p>放送法施行規則第207条第1項に以下の規定がある。</p> <p>「ある1の者が、認定放送持株会社の議決権を10%超から33%以下の範囲で保有し、そしてその子会社である放送局の放送対象地域と重複する放送対象地域において放送する地上基幹放送事業者（「特別地上基幹放送事業者」という。）の議決権を保有するときには、その割合は10%を超えてはならない」</p> <p>この規定にある「特別地上基幹放送事業者」とは、認定放送持株会社の子会社である放送局と放送対象地域が重なり、しかも持株会社の外にある放送局をさす。この「特別地上基幹放送事業者」がラジオ局である場合には、ラジオに関するマス排規制との整合性を考慮し、「10%を超えてはならない」という規定を緩和するよう要望する。</p> <p>平成23年6月に措置されたラジオに係るマス排改正（規制緩和）は、①基幹放送事業者のうちテレビとラジオを区別し、ラジオ局については規制を緩和する②マス排は放送対象地域が重なる場合、重ならない場合で規制内容を区別していたが、ラジオについては地域が重なる、重ならないを問わず、同一の扱いとする——というのがポイントであった。具体的には放送対象地域の重複いかんにかかわらず、ラジオ4局特例（マス排省令§31一・二関係）、および認定放送持株会社においてはラジオ4局子会社化、およびテレビ1局+ラジオ4局の子会社化（マス排省令§41一・二関係）が可能となった。</p> <p>にもかかわらず、前述の「特別地上基幹放送事業者」に関する規定は、依然としてテレビ・ラジオを同じ扱いとし、ラジオについても放送対象地域の重複を理由に制限を設けたままである。</p> <p>当該規定そのものを緩和するか、緩和が行われない場合でも、ラジオ局の経営上、具体的に必要性があり、多元性・多様性等の確保に大きな障害とならない場合には、特例として「10%超」を認めるよう要望する。</p> |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ(案)」に関する意見書

平成 25 年 7 月 25 日

|    |  |
|----|--|
| 氏名 | すかばーじえいさつと<br>スカパーJSAT株式会社 代表取締役執行役員社長 高田 真治 |
|    |  |
|    |  |
|    |  |
|    |  |

| 頁     | 該当箇所   | 意見   |
|-------|--|--|
| 29,30 | 第3章 オ<br>マスメディア集中<br>排除原則の衛星基<br>幹放送に係わる特<br>例 | <p>地上基幹放送事業者やその支配関係者とその他の放送事業者との社会に与える影響の差は依然として大きく、マスメディア集中排除の思想は現在の環境においても維持されるべきである。</p> <p>一方で、放送の高度化のためには、影響力の強い地上基幹放送事業者がある程度の牽引役を担うことが普及の早道であることも自明であり、地上基幹放送事業者やその他の支配関係者の規制を緩和する際は、その他の放送事業者に対する規制、具体的には「保有する周波数(以下「トラポン数」)」の上限を撤廃または大きく緩和し、規制の差を堅持する必要があると考える。</p> <p>また、東経 110 度 CS 放送は、多種多様に専門化されたコンテンツ群を安定的に供給するところに地上基幹放送とは異なる価値がある。よって、チャンネルの専門性が維持され、かつ価値の源泉であるコンテンツや安定運用のための投資へ利益が再配分されるような、現在及び将来において想定され得る市場環境により即した、適切な制度設計を検討していくことが望ましい。</p> <p>特に、放送の高度化に伴う将来の衛星基幹放送の発展に際しては、総務省「放送サービスの高度化に関する検討会」でのスーパーハイビジョンに関する検討結果のとおり、2K 放送、4K 及び 8K 放送の混在(並存)並びに幅広い視聴者に対し、多様なチャンネルを提供することが想定されており、多様な事業者によって、継続的にスーパーハイビジョンの放送サービスを提供するような環境の整備が、110 度 CS 左旋等の新たな伝送路の帯域確保と合わせ必須で</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>あると思料する。</p> <p>このような環境実現のためには、トラポン数の上限緩和により、既存の放送事業者が保持するコンテンツ制作力、資金力、リソース等により積極的な活用を促進することと、技術進歩に合わせて一の放送事業者が、一定の範囲内で柔軟に利用スロット数を変更できるような制度設計とすることが望ましいと思料する。また今後、新たな動画圧縮技術(H.265/HEVC)や伝送路符号化技術の実用化が見込まれており、マスメディア集中排除原則である多元性及び多様性の確保に配慮しつつも、周波数の希少性が緩和傾向にあるという観点からも、トラポン数の上限を緩和することは望ましいと考える。</p> |
|--|--|

平成 25 年 7 月 18 日

総務省情報流通行政局放送政策課 御中

逗子・葉山コミュニティ放送株式会社  
取締役・COO 大山 茂

### 放送政策に関する意見の提出について

以下の点を議論し、今後の放送政策に加味していただきたい。

#### <要望>

コミュニティ放送等の、中継区間バックアップ回線に SHF 等の簡易無線中継方式の適応を認めていただきたい。

#### <付帯的状況>

現在、演奏所の MCR（マスターコントロールルーム）と山頂の送信所間のオーディオ回線には、NTT のデジタル専用回線（ビジネスイーサワイド）を利用している。

最近の音声電装装置（コーデック）は、IP インタフェースを実装した IP コーデックが経済的に利用可能であるのみでなく、IP コーデック内部に、ルータ機能を持ち、回線障害に対して、自動的に、ルート変更する機器も市場にはある。

山頂までの光ファイバーによる専用回線は、自然林の中を架空で通過しており、台風等の倒木で、現在まで障害に至らないまでも、毎年被害を受けている。この区間の不稼働率改善のために、光ファイバーケーブルルートを 2 ルート化することは、当局としては経済的、運用的に不可能である。

一方で、最近、IP インタフェースを備えた簡易型無線方式がいくつか商品化され、上記 IP コーデックのルーチング機能と組み合わせた利用が可能である。

しかしながら、これらの簡易無線方式の利用については、その利用範囲に、「放送用中継回線」という定義がされていないという理由で、却下されており、その適用を許可されていない。

バックアップが無い状態が、許可になり、簡易方式であれ、バックアップしたことで不稼

働率を軽減させた方式が許可にならないとは、行政指導に矛盾があるといえる。

基幹伝送部分に、簡易無線方式を導入することの問題は理解するが、バックアップ利用に限って考えれば利用を阻止する妥当な理由は考えられない。

なお、SHF の簡易無線方式を例示すれば、以下の物が挙げられる。

1. Alvarion 社 BreezeACCESS VL シリーズ (4.9GHz)
2. 株式会社日立国際電気 SINELINK FX (25GHz)

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）」に関する意見書

平成 25 年 7 月 26 日

|              |  |
|--------------|--|
| (ふりがな)<br>氏名 | かぶしきがいしゃ にっぽんこくさいほうそう<br>株式会社 日本国際放送 代表取締役社長 しみず よしひこ<br>冷水 仁彦 |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |
| ■            | ■  |

| 頁             | 該当箇所                            | 御意見  |
|---------------|---------------------------------|--|
| 11<br>～<br>13 | 5 JIBのテレビ国際放送の<br>現状と課題(全体を受けて) | JIBとしては、「取りまとめ(案)」の指摘を真摯に受け止め、「世界に日本をよく知ってもらい、日本のプレゼンスを向上させる」というJIB設立の原点に立ち、これまでの経験則をさらに積み重ねるとともに、新たな分野・領域にも取り組んでいきたいと考えています。<br>そうした前提の上で、いくつかの意見を提出いたします。  |
| 12            | (2) JIBの課題<br>ア JIBの独自番組の増加     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「取りまとめ(案)」にあるように、世界を一波でカバーする広告放送は、必ずしも民間企業の広告戦略、あるいは個々具体的な商品・役務の広告需要とはフィットしないため、広告スポンサー獲得を大きく伸ばすことに繋がらず、JIBの広告営業は依然として苦戦しているのが実態です。</li> <li>・一方で「世界を同時一斉にカバーする」放送枠は、広く世界に日本の普遍的なイメージを行き渡らせるには有効な媒体であり、活用の仕方によっては少ない経費で大きな効果を期待できる存在といえます。日本への興味、関心と理解は、「文化の交流」「人の交流」「物の交流」へ発展させる必要があり、地域を限定する活動と併用して、より大きな相乗効果を実現させることが可能となります。</li> <li>・国や地域を絞り込んだ個別具体的な広告やビジネス活動は、こうしたグローバル広報戦略を背景にすることで、一層その存在感を増すものと考えます。</li> </ul> |

|    |                                    |  |
|----|------------------------------------|--|
|    |                                    | <p>・こうしたことから、「クールジャパン」「ビジットジャパン」「デリシャス日本」「グローバル30」といった官民連携のプロジェクトを進める際には、可能な限りJIB放送枠の活用を与件とするようご配慮を賜りたい。</p>   |
| 12 | (2) JIBの課題<br>イ ローカライズの推進          | <p>・日本のコンテンツをアジアなど限定した地域向けにローカライズして、現地の放送局を通じて放送するという新しい国際展開については、現在そのビジネス・スキームの構築に向け、現地放送局等との協力・信頼関係づくりを進めているところですが、日本のコンテンツに対する親近感は一朝一夕に醸成されるものではありません。</p> <p>・費用対効果を検証しながら着実に進めなければならないため、「取りまとめ(案)」にあるように、中長期的な視野からの政府全体としての支援を要請します。</p> |
| 13 | (2) JIBの課題<br>ウ 官民が連携した我が国の情報発信の拡大 | <p>・震災復興シリーズ「FORWARD」の成果と評価を踏まえ、こうした情報発信に継続的に取り組むべきとの見解に賛成します。</p> <p>・オールジャパンの情報発信力を強化するためには、日本のコンテンツ制作者が日常的に海外発信を念頭に企画立案するという環境を整える必要があります。そのためにも、JIB枠を通じた情報発信事業の継続的な実施が必要だと考えます。</p>  |

「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）」に関する意見書

平成 25 年 7 月 25 日

|                  |  |
|------------------|--|
| (ふりがな)<br>氏名(注1) | (名称) <small>にっぽんほうそうきょうかい</small> 日本放送協会 (代表者) 会長 <small>まつもと まさゆき</small> 松本 正之 |
| ■■■■■            | ■■■■■  |
| ■■■■■            | ■■■■■  |
| ■■■■■            | ■■■■■  |
| ■■■■■            | ■■■■■  |
| ■■■■■            | ■■■■■  |

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 個人の場合に記載すること。

注3 法人又は団体の場合に記載すること。

| 頁  | 該当箇所   | 御意見   |
|----|--|---|
| 10 | (1) 開始、休止及び廃止に係る手続きの簡素化<br>「その運用実態を踏まえ、現行法の枠組を逸脱しない範囲内で、簡素化を検討することが適当である。」               | 「簡素化を検討することが適当である」という見解に賛成します。  |
| 10 | (2) 国内CATV 事業者等への番組提供の任意業務化<br>「番組規律の適用関係に留意しつつ、・・・NHKの恒常的な任意業務として位置づけることを検討することが適当である。」 | ・外国人向けテレビ国際放送番組の国内CATV事業者への提供業務の任意業務化については、任意業務化にあたって新たな番組規律等が課されるなど、本来の国際放送番組としての編集に支障を与えるようなこととならないことが、まず大きな当然の前提だと考えます。<br>・その上で、仮に任意業務と位置づけられた場合、NHKとしては、CATV事業者等が自らの負担で受信し放送するという現在のスキームの下で実施してゆく考えです。 |
| 13 | オJIBの今後の位置づけ<br>「日本の国際放送の試金石として、その位置付けを活かした事業を進めるべく維持・発展させることが適当である。」                    | 「制約なく自由に活動できる」とされているJIBの活動について、「日本の国際放送の試金石」という公共的な役割を果たしていく上では、資金面も含めて、オールジャパンでの理解と支援が不可欠と考えます。  |

|           |   |   |
|-----------|---|---|
| 33～<br>51 | 第4章「NHKのインターネット活用業務」<br>(章全体を通して)   | <p>・今日、インターネット利用者は1億人に迫り、デジタル化によってインターネット接続テレビが広く普及するといった社会状況にあります。本「取りまとめ(案)」は、そのような状況に即して、公共放送機関であるNHKが、視聴者の利便やニーズにこたえて、インターネットを自律的に活用し、急速な技術革新や環境変化に柔軟かつ適切に対応していけるようにするという観点から、必要な制度整備に向けての方向性を示されているものと認識しています。以下、その認識のもとに意見を述べます。</p> <p>・この章では、「NHKのインターネット活用業務」のあり方が検討されていますが、検討の対象とされているものが必ずしも明確ではありません。本「取りまとめ(案)」での基本的方向性は、上記のようなものであって、NHKのインターネット活用全体に対して新たに制約を付加しようとする趣旨ではない、と理解していますが、そうであれば、その趣旨に疑義が生じないよう、検討や規律の対象とするインターネット活用業務を限定して示していただくよう要望します。</p> |
| 40        | (2)NHKの要望事項に関する考え方<br>ア 基本的な考え方<br>「基本的な方向性としては、NHKはこれまでより積極的にインターネットを活用した業務を実施することが適当であると考えられる。」 | 「NHKはこれまでより積極的にインターネットを活用した業務を実施することが適当」とする見解に賛成します。  |
| 40        | 「インターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務について、NHKが任意業務として実施し得るか否かについては、以下の3つの基準に従って判断することが適当である。」                | NHKの任意業務(20条2項業務)全般の基準がここで新たに示されているかのように書かれていますが、この3基準は、いくつかの事例を想定すれば明らかなように、現行の任意業務(1～8号)すべてに当てはまるものではなく、また、本研究会において任意業務全般については議論されていないことから、任意業務としてのインターネット活用業務に限ったものとして、その旨誤解のないように書かれることが適当と考えますので、そのように修正していただくよう要望します。   |
| 40        | (i)公共性が認められること<br>「具体的には、…民間放送事業者が実施していないものや充実した報道体制を有する公共放送として当然に実施すべきものに該当するか否かを検証する必要がある」      | 「民放が実施していないもの」と「充実した報道体制を有する公共放送として当然に実施すべきもの」の2点だけが公共性の判断要素として書かれていますが、その考え方では不十分であり必ずしも適切とは言えないことから、これらはあくまで例示であるということを明確に示していただくよう要望します。なお、後段「NHKの要望事項に関する考え方」における公共性の判断において理由として挙げられていることとの整合性についても考慮されるべきと考えます。  |
| 40        | (ii)放送の補完の範囲にとど   | 「放送番組との密接関連性」に挙げられている「番組の一部を構成」   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>まるものであること<br/>(a)放送番組との密接関連性<br/>「具体的には、放送番組の一部を構成する、あるいは放送番組の編集のために収集された素材であるか否か、放送番組と連動して又は一体となって提供されるものであるか否かといった視点で検証することが必要である。」</p>          | <p>「番組編集素材」「番組と連動または一体提供」といった要素は、例えば番組を編集加工されたものが含まれていないことなどから、あくまで例示であると考えられるので、そのことをより明確に示していただくよう要望します。</p>   |
| 41 | <p>(iii)市場への影響の程度<br/>「NHKが新たなインターネット活用業務を実施するに当たっては、それによって関連する市場全体にどのような影響を与えるかについて、考慮する必要がある。」</p>  | <p>「関連する市場全体への影響を考慮すべき」という点について、抽象的な書き方にとどまっており様々な解釈がされうるので、既得権益者の保護といったことではなく、視聴者(消費者)利益の確保の観点から公正な市場競争を害しないよう考慮するという趣旨である旨、明記していただくよう要望します。</p>  |
| 44 | <p>③災害情報や防災等に資する情報の積極的な提供<br/>「防災・減災情報については、その具体的な内容が明らかになった時点で別途判断することが必要である。」</p>   | <p>防災・減災等に資する情報の提供が公共的であることは自明であり、視聴者に必要な情報が迅速・的確に提供されるためには、個別具体的な内容ごとに実施の判断を待つようなことは適当ではありません。放送法の災害放送規定に準じて、NHKの報道機関としての判断の下、災害情報と同様に積極的に実施すべきものとして位置づけられることが適当と考えます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>放送法第 108 条<br/>(災害の場合の放送)<br/>基幹放送事業者は、国内基幹放送等を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。</p> </div> |
| 45 | <p>⑤業務ツールとしてのインターネット活用<br/>「まずはNHKにおいて具体的にどのような類型を想定しているのか明確化することが必要であり、その上で個別に判断することが必要である。…業務ツールの要素があれば、いかなるインターネット活用も認めるとするのは…慎重に検討すべきと考えられる。」</p> | <p>NHKは、電話、パンフレット(印刷物)、来場・来局といった手段に替わる業務上の情報発信・情報収集ツールとして、さまざまな業務目的でインターネットを活用していますが、これらは行政機関や一般企業等でも広く当然に実施されていることで、規制が必要とも思えません。何を対象として個別判断を要するとされているのか、その趣旨を明らかにし、規制が当然に不要かつ不適切なものは除いた上で示していただくよう要望します。</p>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 46 | <p>⑥ハイブリッドキャストの提供<br/>「まずはNHKにおいてハイブリッドキャストの個別具体的な業務内容を明確化することが必要である。その上で、ハイブリッドキャストの実現に向けてNHKが先導的な役割を果たすことを基本としつつ、ルールの明確化に取り組むことが必要である。」</p> | <p>ハイブリッドキャストのような開発途上の新サービスについて、ルール化のために個別具体的な内容を事前に明らかにし確定させることは、その後のサービス開発の柔軟性・機動性を失わせることにつながりかねません。また、一定のルールが必要だとしても、NHKに求められる先導的役割を果たすためには、技術発展や新たなアイデア、ニーズに合わせた臨機の対応を阻害しないよう、間口を広くとり、かつ柔軟な運用を前提としたものである必要があると考えます。</p>   |
| 46 | <p>⑧VOD事業者に対する番組提供への区分経理の適用</p>   | <p>BtoCと同様、BtoB提供にも区分経理が適用されることにより、NHKの放送番組がより一元的かつ合理的なウィンドウコントロールと費用負担のもとで提供され、映像資産の国民への還元が促進されることが期待されることから、「区分経理する必要性が認められる」という見解に賛成します。</p>   |
| 50 | <p>(4)我が国における制度の在り方<br/>ア 業務範囲規律の方法<br/>「既放送番組のインターネット配信のみを対象とするのではなく、包括的な「実施基準」をNHK自らが策定し、…総務大臣の認可を受けるという方法が考えられる。」</p>                      | <p>有力な選択肢の一つとして示されている、包括的な「実施基準」は、これまで以上に広範囲の業務実施に大臣認可を要することとなり、かえって規制強化につながりかねないことが懸念されます。</p> <p>仮に、包括的な「実施基準」で規律するとされた場合、認可申請にあたって関連する放送番組名の記載が求められるなどして、個別コンテンツやその表現内容の適否判断に認可権限が及ぶようなものであってはならないことはもちろん、認可審査が適切かつ安定して行われるよう、認可の基準を制度上あらかじめ明確にし、例えばその基準を満たしている場合には認可義務を定めるなど、規制の予見性を可能な限り高めるような措置をとることが重要と考えます。</p> <p>以上のことから、「有力な選択肢の一つとなり得るものである。」のあとに、「この方法を採用する場合は、放送法の趣旨に鑑み、放送機関であるNHKの業務に対する行政の関与を必要最小限に留めるよう、十分な配慮が必要である。」との一文を挿入されることを要望します。</p> |
| 51 | <p>(4)我が国における制度の在り方<br/>ア 業務範囲規律の方法<br/>「いずれの方法を採用するかは…総合的に検討することが必要である。」</p>   | <p>・放送機関であるNHKの業務は、行政権限が関与する契機を極力なくし、法の規定に基づいてNHKが自律的に執行できることが望ましいと考えられるため、現時点において既にNHKが行うのが適当と判断される業務は、できる限り独立した業務として法で直接規定するのが原則と考えます。</p> <p>・本「取りまとめ(案)」(40 ページ)に示されている「3つの基準」(公共性、放送補完、市場への影響)は、制度の在り方の検討とは切り離されているものと理解していますが、仮に、認可の基準等にこれらの要素が採用されるようであれば、その内容や適用関係について、改めて</p>  |

|    |                      |   |
|----|----------------------|---|
|    |                      | <p>十分検討することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度整備において、インターネット活用業務の市場への影響の程度を考慮する場合は、新たな市場拡大効果も期待されること、あらかじめ影響の程度を把握することは困難であること、一般に事前規制は公正競争をかえって制限するおそれがあること、等から、事前の規制ではなく、例えば事後において合理的に検証する仕組みが設定されていること等をもってその考慮の内容とするのが適当であると考えます。</li> <li>・現時点では、具体的にどのような制度化が想定されるか明らかではないため、今後の制度整備の過程においても、機会をとらえて意見を述べていく考えです。</li> </ul> |
| 51 | イ 事前審査に係る「第三者機関」について | <p>業務を事前に審査する仕組みは、NHKが自主・自律の公共放送機関として設立された趣旨になじまないだけでなく、形式論的、硬直的な運用となりかねないため、適当ではないと考えます。</p>   |



|                              |   |  |
|------------------------------|---|--|
|                              |   | <p>住む外国人に受信されることを目的とする放送です。国際放送の本旨は海外に住む外国人に日本の情報を伝えることにあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案はJ I B独自番組の拡大と広告収入の増加を促していますが、国際放送の国内配信を拡大することで、独自番組の内容や広告が国内での視聴を意識したものに、なし崩し的に変質する可能性がないとは言えません。独自番組や広告の在り方に関して、国際放送の本旨を損なわないよう十分な配慮をすべきと考えます。</li> </ul>   |
| 14～32<br>ページ                 | 第3章認定放送<br>持株会社制度と<br>マスメディア集中<br>排除原則  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案の[「キー局がローカル局を救済するため(だけ)の制度」という前提で認定放送持株会社制度を眺めることは不適切であり、もともと幅広い形態での活用を想定した制度であるという位置付けを再確認した上で検討することが重要]との指摘は、極めて適切です。</li> <li>・ ①議決権保有規制、②役員兼任規制、③資産割合制度に関し、早急に制度上の措置を講ずることが適当とされ、規制緩和の方針が示されたことを評価します。</li> <li>・ 当連盟がヒアリングで要望し、本案で引き続き検討とされた項目は「法律改正案が成立した後、速やかに検討に着手することが適当」とされており、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。</li> </ul>   |
| 33～41<br>ページ<br>50～51<br>ページ | 第4章NHKのイ<br>ンターネット活用<br>業務<br>3 NHKのインタ<br>ーネットを活用し<br>た業務の在り方<br>(2)NHKの要望<br>事項に関する考<br>え方<br>ア 基本的な考<br>え方<br><br>(4)我が国にお<br>ける制度の在り<br>方 | <p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NHKがインターネットを活用して国民・視聴者への情報提供を充実させようとする方向性は理解します。</li> <li>・ NHKが放送・通信連携型の「ハイブリッドキャスト」サービスを実施するには法改正が必要であり、NHKの先導的役割が大いに期待される所です。しかしながら、「ハイブリッドキャスト」サービスの具体像については、国民・視聴者に広く理解されているとは到底言い難く、受信料を充当して行うべき業務かどうかを判断するのは極めて難しいと思われます。法改正の検討にあたっては、同サービスの具体像を可能な限り明確にすることが必要です。</li> <li>・ 「NHKが放送を行うことを目的として設立された特殊法人であることを踏まえれば、無限定に実施できるとするのは適切ではない」との本案の指摘は、今後の制度整備の原則と言えるものです。NHKの業務は放送法において限定列举されており、インターネット活用業務に関しても放送法の中で業務を特定してサービスの外縁を可能な限り明確にすることで、無限定な実施にしっかりと歯止めをかけるべきと考えます。</li> <li>・ NHKは巨大な全国組織であり、地方における民放事業者</li> </ul> |

|              |                                  |   |
|--------------|----------------------------------|---|
|              |                                  | <p>との体力差は歴然としています。NHKが独占的な受信料収入を財源にインターネット活用業務を広げるのであれば、これまで以上に公共放送と民間放送の「放送の二元体制」のバランスへの配慮が不可欠になると考えます。</p> <p>&lt;制度の在り方と自主基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NHKが任意業務として実施し得るか否かの基準として、(i)公共性が認められること、(ii)放送の補完の範囲にとどまるものであること、(iii)市場への影響の程度の3点を示したことを評価します。この3点の基準が法令上でしっかりと担保されることが不可欠であり、制度化を強く要望します。また、「(ii)放送の補完の範囲にとどまるものであること」の判断の視点として、(a)放送番組との密接関連性、(b)支出規模に加え、「(c)(地域免許制度や番組規律など)放送制度との整合性」を盛り込むよう要望します。</li> <li>現行放送法はインターネット活用業務を放送番組の二次利用に限定しています。仮にこの限定を外すのであれば、慎重なうえにも慎重に検討すべきであり、前述したとおり放送法の中で業務を特定するなどの措置が不可欠です。決して、NHKが作成する自主基準に“丸投げ”するようなことがあってはなりません。</li> <li>NHKが制定する「業務の実施基準」については、オープンな制定手続きが求められるところです。このためNHK自らが意見募集や公聴会を実施するなど、関係事業者、国民・視聴者の声を丁寧に聞く機会を、十分な期間を確保して行うことが不可欠です。</li> <li>制定された実施基準に基づく判断や運用を適切に保つために、当連盟は一つの考え方としてNHK内部に第三者的機関を設けることを提案しました。NHKが今後、事前・事後のチェック体制を検討するうえで、第三者的機関は有力な選択肢となりうると考えます。本案の該当箇所の修正を要望するとともに、日本においてもNHKのインターネット活用業務等をチェックする体制を導入することを前提として、前向きに検討すべきと考えます。</li> </ul> |
| 41～46<br>ページ | 同上<br>(2)イ 個別要望<br>事項に対する考<br>え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>NHKから要望があった個別要望事項に対する考え方は、以下の2点を除き、概ね妥当と考えます。ただし、今後NHKが策定する個別のインターネット活用業務の具体的計画によっては、判断が変わることもあり得ます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信は、放送対象競技のみならず、民放事業者が行うインターネットライブ配信競</li> </ul> </li> </ul>   |

|    |    |  |
|----|----|--|
|    |    | <p>技と重複しないようにすべきと考えます。「市場への影響の程度」の観点で言えば、民放の有料放送事業をはじめとする民間ビジネスに影響を与えないことも重要です。</p> <p>➤ ラジオ放送番組のインターネット同時配信（らじる★らじる）に関し、「各放送対象地域に即してインターネット配信を行うか否かに関しては、（中略）当事者間で検討を行うことが望ましい」とありますが、放送対象地域に即して配信する意義を十分に勘案して検討すべきです。</p>  |
| 全体 | 全体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、大臣裁定制度の今日的意義などをレビューし、法改正を含む抜本的な制度改正を行うよう要望します。「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、今後の検討課題に加えていただくようお願いします。</li> <li>・ 当連盟はかねて大臣裁定制度の撤廃を行政に要望してきましたが、徳島県におけるケーブルテレビ区域外再放送の「大臣裁定」に関する電気通信紛争処理委員会答申（平成25年6月26日付）に対し、「情報化社会の進展を踏まえ、行政として速やかに大臣裁定制度の撤廃を喫緊の課題として議論すべきと考えます」との民放連会長コメントを公表しています。</li> <li>・ 大臣裁定制度は27年前に同制度が導入された当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世界帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われています。大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれません。</li> </ul> |

私たちは、放送の現場で働く者の立場から、以下の意見を述べます。

## 1. 国際放送について

日本が国際社会、とりわけ現在の東アジア情勢の中で信頼性の高い情報発信を積極的に行う必要が高まっていることから、NHKなどによる外国人向け情報発信の強化に向けた制度整備の必要性は理解できる。しかし、その際に重要なのは「放送の自律」であり、とくに放送番組編集における独立性の確保が無条件に保障されなければならない。時の政府が掲げる「国益」に沿った報道・情報ばかりが発信されるようでは、むしろ国際社会における日本の信用の低下、日本の報道に対する信頼の喪失に直結しかねない。

英国BBCの国際放送が各方面から高い評価を得ているのは、番組の質の高さに加えて、その報道姿勢が権力から一線を画したチェック機能・批判機能を十分に発揮してきた実績に基づくものである。

## 2. 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則について

取りまとめ案では民放連などの要望に基づいて、放送局の支配にかかわる議決権保有比率規制や役員兼任規制などを緩和する方向性が打ち出されているが、私たちはこれには反対する。

そもそも認定放送持株会社制度は、「一資本による放送局の複数支配の禁止」のマスメディア集中排除原則に対して、複数支配を事実上可能とする、同原則と矛盾するおそれの強い制度である。それをさらに規制緩和することは、マスメディア集中排除原則の全面的な否定につながりかねない。むしろ私たちは、言論の多元性・多様性・地域性の確保を目的としたマスメディア集中排除原則の堅持・規制強化に向けた制度改正こそを求める。

また、東日本大震災を経験した私たちとしては、大規模災害時に人々の生命と財産を守るために活動することがメディアの重要な社会的使命であると考え。地域に根ざして、地域に生活する人々のこまやかなニーズに応えられる放送こそが求められていると考えるべきである。従って、地域に密着した放送局のあり方や放送人の育成こそが急務であり、制度整備もこうした側面を支援することこそが必要となる。

ところが、放送局の経営者は「経営資源の効率的運用」を名目にして、業務の効率化を推進している。そのために放送番組の制作現場などでは労働強化が一段と進行して、放送局の内外で働く放送労働者は疲弊の極みに達している。各地で放送事故が相次いでいることや、番組をめぐる不祥事が跡を絶たないといった事態は、過度の効率化追求が招いた矛盾の表れにほかならない。

一方、ラジオについては、すでに経営破綻に陥った放送局、また経営困難に直面している放送局が少なからず存在していることから、経営合理化・事業再編を容易にする制度整備の必要を否定することはできない。しかし、ラジオがいまリスナーから求められていることは、より魅力ある番組の多様な開発であり、そのためには自由で豊かな番組制作環境を整えることが急務であることは言うまでもなく、そういう環境整備に直結する制度改正こそが求められている。

事業再編によって放送局や番組が減少するようなことがあっては、放送で働く者にとってもリスナーにとってもまったく利益にならず、むしろラジオの魅力さをさらに減じて、業界メディアの衰退を加速させることになりかねないものとする。

以上



2013年7月25日

『「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめ（案）」に対する  
日本新聞協会メディア開発委員会の意見

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般総務省「放送政策に関する調査研究会」が取りまとめた標記第一次取りまとめ（案）に対して、下記の意見を述べる。

## 第2章 国際放送

### 2 NHKの外国人向けテレビ国際放送（「NHKワールドTV」）の現状と課題

#### （2）課題

##### エ コンテンツ配信手段の多様化

民間と競合しない外国人向け国際放送に限ったインターネット利用推進であれば、反対はしない。

### 4 外国人向けテレビ国際放送の制度整備

#### （2）国内CATV事業者等への番組提供の任意業務化

民間と競合しない外国人向け国際放送番組の提供であれば、反対はしない。

## 第3章 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則

### 3 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則の在り方

本章の「1 民間放送を取り巻く環境」では、テレビとラジオの経営環境をそれぞれ分析し、ラジオは経営状況が極めて厳しい状況であることを指摘している。それにもかかわらず、本項目ではその切迫した状況に対応した記述があまり見受けられない。マスメディア集中排除原則のあり方自体についても、テレビとラジオの状況を踏まえた検討を行うべきではないか。

#### （3）具体的な見直しの方向性

##### ア 議決権保有規制

##### イ 役員兼任規制

##### エ 資産割合制度

いわゆるマスメディア集中排除原則が制定された1959年と比べて、情報通信技術が格段に進歩し、情報入手の手段の多元性、言論の多様性は確保されていることから、当委員会は機会をとらえて同原則を緩和するよう求めてきた。

今回打ち出そうとしている「議決権保有規制」「役員兼任規制」「資産割合制度」の見直しは、いずれも当委員会がかねて主張してきた方向性と合致し、評価できる。「第一次取りまとめ（案）」で早急に制度上の措置を講ずべきだとはされなかった項目についても、検討

を進めてほしい。

#### 第4章 NHKのインターネット活用業務

##### 3 NHKのインターネットを活用した業務の在り方

###### (2) NHKの要望事項に関する考え方

###### ア 基本的な考え方

「第一次取りまとめ(案)」は、「NHKはこれまでより積極的にインターネットを活用した業務を実施することが適当」としている。当委員会は、6月5日開催の第9回「放送政策に関する調査研究会」のヒアリングでも述べた通り、NHKだけがインターネットを利用すべきではない、という意見は持っていない。しかし、放送法で規制され、現行の受信料制度で保護されるNHKのインターネット利用は、限定的なものであるべきだという立場にある。なぜならば、①租税に近い受信料制度で成り立ち、放送を主たる業務とするNHKの業務範囲が、「附帯業務」を拡大解釈し、「特認業務」という例外措置でインターネット業務に及び、それが肥大することは法の基本概念をゆがめる、②NHKのインターネット利用が無制限に拡大すると、民間による市場の自立・発展を妨げかねない——と考えられるからである。これらの主張は、公平な競争条件こそが、メディアの多様性、多元性を担保し、国民の情報選択の幅を維持するために必要であるという前提による。

「第一次取りまとめ(案)」で比較例示されている諸外国では、公共放送がインターネット業務を行うに当たって、公共放送の役割とともに、その財源である受信料制度の在り方も議論してきたと聞く。もし、基本的な方向性としてNHKのインターネット利用推進を掲げ、その根拠の一つに諸外国の現状を挙げるのであれば、諸外国と同様の議論を重ねることが当然必要な手続きであると考ええる。

このため、放送・通信の融合が進む中、放送法が実態に沿わなくなりつつあるのであれば、受信料制度のあり方も含め抜本的な法改正も視野に入れなければならないとあらためて主張する。また、その際は、NHKの資産を社会のために開放し、広く国民の利益にかなうよう、抜本的な論議が必要であることも重ねて申し述べる。

この点で、総論としてNHKのインターネット活用業務に関する「第一次取りまとめ(案)」の内容は尚早なものであると考えられるが、挙げられたいくつかの項目についても、意見を述べたい。

インターネット活用業務も含めた放送以外の個別の業務について、NHKが任意業務として実施し得るかどうかを検討する基準として、「公共性が認められること」「放送の補完の範囲にとどまるものであること」「市場への影響の程度」の三つが示されたことは評価できる。また、「市場への影響の程度」では、何らかの影響を与えた場合の対応策が合理的かどうかを検証することの必要性にも言及しており、この点も評価できる。

ただし、後述の「個別要望事項に対する考え方」で示されているそれぞれの事項に対す

る判断を読むと、「市場への影響の程度」を検討するのに最低限必要な内容である市場規模や市場の構成などに関するデータすら記述されていない。もし実際にもこのような形で運用されるのであれば、これらの実効性に疑問を抱かざるを得ない。

## イ 個別要望事項に対する考え方

### ① ラジオ放送番組のインターネット同時配信（らじる★らじる）

恒常化は理解できる。ただし、放送対象地域に即してインターネット配信を行うか否かに関しては、当事者間で検討を行うことが望ましいとしているが、民間放送との調整を十分に図るよう NHK 側に求めるべきだ。また、得られた知見は広く公開し技術的成果の共有を図ることも求める。

### ② オリンピック等国民的関心の高いスポーツ大会の放送対象外競技のインターネットライブ配信

オリンピックに限定して「今後同様の業務を継続することは問題のないものと考えられる」とし、それ以外のものについては改めて検証が必要としたことは、適当だと考えられる。ただし、認可申請を得て、終了後には成果を公開する手続きを設けることは、公共放送 NHK の在り方を国民が監視するために必要だ。

### ③ 災害情報や防災等に資する情報の積極的な提供

「災害情報」と「防災・減災情報」を分け、「災害情報」は積極的实施、「防災・減災情報」は具体的内容に応じて判断するとした方針は、妥当である。

### ④ 既放送番組等の無料での提供期間に係る制約の廃止

当委員会はヒアリングで、教育と福祉に限った既放送番組のインターネット提供は、国民の利益に合致すると述べた。しかし、番組のジャンルを限定せず、提供期間の制約を撤廃するのであれば、反対である。総務省事務局作成の資料でも、諸外国では、無条件に提供期間の制約を撤廃していないことがうかがわれる。

「第一次取りまとめ（案）」では実態として、「NHKが無料で提供する既放送番組は、ごく一部を除いて、短時間にダイジェストした番組クリップが中心であり、無料提供の期間を延長することによる市場への影響はさほど大きなものとは考えられない」「支出規模に関し「40億円程度」と別途定められているところであり、提供期間に関する制約については廃止しても特段の問題は生じないものと考えられる」である旨述べている。仮に現在の実態がそうだとした場合、今後もこの程度の実施にとどまるかどうかは保障されていない。提供できる番組の範囲、期間、動画自体の長さなど、条件を明確にすることが必要である。

また、掛かった費用を明確にする公開制度を設けることを求める。

## ⑥ ハイブリッドキャストの提供

「第一次取りまとめ（案）」で提示された内容を支持する。NHKが希望する具体的な業務内容が明らかになった時点で、あらためて意見表明したい。

## ⑦ インタラクティブな学校教育コンテンツの提供

今回の要望は、放送の補完という範囲を大きく逸脱していると改めて述べたい。このようなコンテンツ、およびシステム開発は、民間事業者任せと判断する。NHKが行うべきは、他の民間事業者ではなしえない放送番組の充実である。

### （４）我が国における制度の在り方

#### ア 業務範囲規律の方法

包括的な「実施基準」による規律方式を提示しているが、そこに業務範囲がどの程度具体的に記載されるのかなど内容が不明であり、このままではNHKの裁量が際限なく広がるのではないかと懸念する。また、包括的な認可となると、総務省の裁量が拡大されるのではないかと懸念する。個別に認可を求める形式によって、現在どのような不具合が生じているか示した上で、包括的な「実施基準」方式を比較することが必要ではないか。

また、申請、事前審査、活用状況や支出額などの事後公開義務や、苦情・意見を適切に処理する仕組み、実施業務をレビューする仕組みなども、NHKの業務を透明化するために必要だと考える。

#### イ 事前審査に係る「第三者機関」について

「第一次取りまとめ（案）」では、第三者機関の導入には慎重な記述になっている。しかし、インターネット業務という新しい業務を進めるのであれば、それに応じた審査体制が必要ではないか。このままでは、NHKと総務省の裁量が広がることに懸念される。

これまでNHKのインターネット業務等の認可に関しては、電波監理審議会への諮問、または総務省やNHK自身によるパブリックコメント募集によって、第三者の視点を取り入れようとしてきた。「第一次取りまとめ（案）」には、「国民・視聴者や利害関係者の意見を十分反映するとともに、柔軟に見直しを行い得る仕組みを導入することが求められる」等の記述があるものの、具体的にどのような機関を用い、手続きを経る仕組みになるのか、明確ではない。

例えば三つの基準として示された「市場への影響の程度」を判断するだけでも、さまざまな経済的な諸条件に基づき、検討することが求められる。そのような検討が可能な体制を用意することが必要ではないか。

以上

「放送政策に関する調査研究会 第一次取りまとめ（案）」に対する意見

|                      |  |
|----------------------|--|
| <p>(ふりがな)<br/>氏名</p> | <p>ほうさつ じゆう ていじ へんきゅうかい<br/>放送の自由は大事やないか研究会</p> <p>だい びょう たなかきなえ<br/>代表 田中早苗</p> |
|----------------------|--|

<意見要旨>

「第4章 NHKのインターネット活用業務」について

1. なにをやりたいのか、わからへん

「ハイブリッドキャスト」とか、「業務ツール」とか、「学習コンテンツ」とか、わけわからん。NHKも総務省も、まずはきちんと説明してえな。話はそれからや。

2. 「包括的な実施基準」はあやういで

取りまとめ案は、NHKがインターネットでいろんなことやってええかどうかは、三つの基準で判断して、実際になにをやるんかはNHKが自分で「包括的な実施基準」を作って総務大臣の認可を受けるようにする言うてる。

しかしな、NHKがネット業務をどんどん広げてったら、もう「公共放送」やない。「公共マルチメディア」や。そうなったら、受信料制度だっていじらなあかん。それも一つの選択肢やけど、もっともっと、議論が必要や。

だいたい、実施基準をNHKに書かせたら、やりたい放題になりかねん。やっぱり、NHKの業務は、できるだけ放送法の条文に書くようにするべきやないか。

もし、どうしても包括的な実施基準でいく言うなら、せめて、認可の前に、「第三者機関」がチェックするようにするべきや。

3. 「1%枠」をはめるべきや

NHKがインターネット業務にいくらまでなら使ってもええのか、明確な枠を設けるべきや。今の実施基準では、年間予算は上限40億円。それに、新しいもん足したとして、きりのええところで「受信料収入の1%」でどや。13年度予算の受信料収入は6221億円やから、1%で約62億円や。

4. ええ番組を作ってなんぼ

NHKがいわゆる先導的役割を果たすことには反対せんが、そっちに人やカネを使いすぎて、「豊かで、良い」番組を放送するっちゃう、本来の仕事がおろそかになったらあかん。

NHKはやはり、おもしろくてためになる娯楽番組とか、隠れた事実を掘り起こす報道・ドキュメンタリー番組とかを作ってなんぼの存在や。それを忘れたらあかん。

<意見全文>

| 頁            | 該当箇所                   | 意見   |
|--------------|------------------------|--|
| 33～51<br>ページ | 第4章<br>NHKのインターネット活用業務 | <p>はじめに</p> <p>調査研究会ちゅうとこは、NHKのインターネット業務とやらを広げる旨うとる。そんでもって、総務省は放送法の改正案をこしらえて、来年の国会に出すんやて？ そら、えらいこっちゃあ！</p> <p>わしらの受信料で支えられとるNHKが、インターネットをどうするんかは、公共放送のあり方そのもんにかかわるがな。調査研究会と総務省は、日本中のみんなの声をちゃーんとすくい上げて、よくよく考えなあかん。うちの研究会の意見も、参考にしてや。</p> <p>1. なにをやりたいのか、わからへん</p> <p>取りまとめ案の中に、「ハイブリッドキャスト」ちゅうのが出てくる。なんでも、「放送」と「通信」がごっちゃになる、すまあとてれびとかいうのんの仲間らしいな。その見本を見たやつが、うちの研究会にもたまたまおったんで、見てない連中に説明してもらた。「いろんなアプリちゅうんがテレビ画面で楽しめるんや」「サッカー中継で、選手の名前や背番号が画面に出るから、どこにだれがいるのか一目でわかるで」…。</p> <p>なんや、それ？ ピンと来んわー。イメージつかめへんわー。こいつの話が下手なんちゃうで。はいぶりどきやすとの中身が、はっきりしとらんや。NHKはずいぶんやりたがとるようやけど、どんなサービスを目指しとらんか、今あるデータ放送ではあかんのか、パソコンやスマホでできることとどう違うんか、ぜんぜんわからへん。新しいテレビ買わなあかんのかさえ、業界の人に聞いても答えはばらばらや。こんなんでは、認めるべきなんか、やめといたほうがええのか、コメントしようないで。</p> <p>はいぶりどきやすとだけやない。「業務ツール」とか、「学習コンテンツ」とか、ほかのもんもわけわからん。NHKも、それから調査研究会や総務省も、まずはきちんと説明してえな。話はそれからや。</p> <p>2. 「包括的な実施基準」はあやういで</p> <p>取りまとめ案は、NHKがインターネットでいろんなことや</p> |

ってええかどうかは、三つの基準で判断せえ言うとする。①公共性が認められる、②放送の補完の範囲にどどまる。(番組に深く関係しとって、受信料を食いつぶさへん)、③市場への影響について考慮する一の三つや。そんで、実際になにをやるんかは、NHKが自分で「包括的な実施基準」を作って、総務大臣の認可を受けるようにするべきやと提案しとる。

このうち、③は目新しいな。NHKはこれまで、民放や新聞からしょっちゅう「肥大化」とか「民業圧迫」とか文句言われとったけど、それは「マスコミ村」の中の争いやった。でも、NHKが本格的にネットに出てったら、村以外のいる一んな会社なんかと間違いなくぶつかるで。せやから、自分のことしか考えへんかったNHKに、「少しは人さまのことも考えなはれ」って促すんは、ええことや。

しかしな、これで十分やろか。

NHKがネット業務をどんどん広げてったら、もう「公共放送」やない。「公共マルチメディア」や。そうなったら、受信料制度だっていじらなあかん。テレビがある家だけやなくて、家族がスマホ持っとるところからも、受信料もらうことになるかもしれん。それも一つの選択肢やけど、みんなが賛成してるんかいな。とてもそうは言えんやろ。もつともつと、もつともつと、議論が必要や。「国民的議論」ちゅうやつや(もちろん、日本に住んどる外国人も議論に入れなあかんで)。

だいたい、実施基準をNHKに書かせたら、やりたい放題になりかねん。やっぱり、NHKの業務は、できるだけ放送法の条文に書くようにするべきやないか。そんななかで、たとえば、放送で番組が進むんに合わせて、ネットで情報を流したりすることを、認めるようにしたらどや。

もし、どうしても包括的な実施基準で行く言うなら、せめて、総務大臣が認可する前に、「第三者機関」がチェックするようにするべきや。調査研究会でも、話が出とったろ。中間とりまとめ案は嫌がとるようやけど、大事なことに手間ひま惜しんだらあかんで。よその国はやとるんやから。公平で、透明な、立派な機関をつくろやないか。ほんまやったら、経営委員会がやるべきことかもしれんけど、あっこはどうも周りが見えておらんようやし、委員長は次々自爆するし、頼りないからなあ…。

### 3. 「1%枠」をはめるべきや

はいぶりどきやすとなんかをまだ開発しとるうちは、その経費は受信料でまかなってもかまわんと思う。せやけど、三基準の②に「支出規模」ちゅうのがある通り、いくらまでなら使っ

でもええのか、明確な枠を設けるべきや。

今の実施基準では、NHKのインターネット業務の年間予算は上限が40億円となつとる。それに、はいぶりどきやすとなんかを足したとして、きりのええところで「受信料収入の1%」でどや。13年度予算の受信料収入は6221億円やから、1%で約62億円。なかなかええ線やろ。まあ、百歩譲って、事業収入(13年度6479億円)の1%でもええで。

昔の防衛費がGNPの1%までだったみたいに、みんなが合意できる、象徴的な枠をつくることは大事や思う。いや、ほんまに。

#### 4. ええ番組を作つてなんぼ

NHKがいわゆる先導的役割を果たして、はいぶりどきやすとなんかを研究することには、わしらも反対しとらんよ。そこは、誤解せんといて。

でもな、そっちに人やカネを使いすぎて、「豊かで、良い」番組を放送するっちゃう、本来の仕事がおろそかになったらあかん。テレビしか見てへん、インターネットは使つとらん言う視聴者から見れば、ネット偏重は受信料泥棒やで。その意味で特に、受信料値下げしてから、地方の放送局の人を減らしとるのは、感心せん。災害への対応はもちろん、日常的な地域情報も地元のものにとっては重要なんやから。むしろ、地方は強化してほしいわあ。

それに、ネットと連携させて新しいもん作るより、NHKアーカイブスにぎょうさんたまつとる番組をネットで見られるようにするほうが、視聴者は喜ぶんやないか。民放が絶対にやらへん、在日外国人向けの多言語放送とかも、NHKに期待されてるところやろ。そういうことを後回しにして、ネットばかりやりたがつとるのは、困ったもんや。

しつこいようやけど、NHKはやっぱり、おもろくてためになる娯楽番組とか、隠れた事実を掘り起こす報道・ドキュメンタリー番組とかを作つてなんぼの存在や。「あまちゃん」もええけどな、それを忘れたらあかん。いや、応援しとらんやで、NHKはん!

おまけに

うちの研究会は放送関係者とかいろいろおる秘密結社やが、放送の地域性・多様性・多元性を重視するがゆえに、この意見でも、あえて標準語やない言葉づかいをしとる。せやから、「提

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <p>出された意見と総務省の考え方」とかを公表するときも、できるだけ原文を尊重してや。別に意見全文も公表するからちゅうて、わしらの意見を無視して引用しないのはあかんで。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|--|--|---|

個人①

以下の2点を意見として提出します。

○14 ページから 15 ページ

「(1) 広告市場」において、

- ・我が国の総広告費が足下では緩やかに回復
- ・名目 GDP に対する総広告費の割合はおおむね一定
- ・総広告費に対するテレビ広告費の割合はほぼ一定か緩やかに増加

としている一方で、「(2) 経営状況」において、テレビ放送事業者の売上高が、

- ・主に広告費の低迷により、ピーク時から見れば低下トレンドにある

と記載されている。これらはどれもヒアリング等から得た事実ではあるのだろうが、一方で「全体の広告市場は回復傾向にあり、テレビ向けの広告市場の状況も悪くない」という趣旨のことを言いつつ、他方で「広告費が低迷しているので民放の売り上げが低下トレンドにある」というのでは、論理的な整合がなく、現状の広告市場の状況とテレビ局の経営状況を把握しようとするうえで極めて分かりづらい。このテレビ局の経営環境については、例えば報告書本文中でもグラフ等も活用するなど、ていねいにわかりやすく説明することが、放送政策についての国民の理解を促進することになると考えるが、いかがか。

○21 ページ

6行目にタイプミスと思われる個所がある（検討「に」することが重要である。）

## 個人②

エヌエチケイの国内放送は、中韓よりの報道が多く、日本の立場をとっているとはいえないと、多くの方がインターネットで声をあげ、1万人の視聴者から訴訟を受けています。そういう放送をするところが、国際放送などでいったいどういう報道を海外にむけてやっているのか、考えるだけでも恐ろしいです。また、海外ワールドTVで海外から料金を取るのが難しいからと言って、政府全体として支援することが求められるとありますが、これには大反対です。

政府といっても、これは日本国民の税金から払う、という事です。ダダでさえ、日本人はエヌエチケイの高い受信料を強制的に払わされ、見たくもない、見ると具合が悪くなる偏向報道でこちらが慰謝料を請求したくなるほどのものです。先日、神奈川県でエヌエチケイの受信料を払え、と判決がありました。法曹界の見識も疑います。せめて、政府だけでもまともに考えて頂きたい。このままでは、私達の人権侵害とも取れるような事態に陥っています。私達はあのような、変更報道エヌエチケイを許せません。絶対に、潰すべきだと思います。ましてや、個人のお金、税金から支払うべきものではありません。

そのような放送局の海外視聴者をふやしてするための受信環境整備なども、もちろん必要ありません。むしろ、日本のためになりません。

ウのその他について。先進国の一員である日本が、アジア地域の情報をどのように世界に伝えるか、とありますが、今、日本は反日国である中国、韓国、北朝鮮などにかこまれ、そちら側の情報を主に伝えているような現状であり、日本の国益を大きく損なっています。特に、エヌエチケイなどは、「あまちゃん」という人気ドラマだけでも、なぜか不思議と韓国の製品、車、タレント、小物を利用しており、ステマとも疑われる方法を使用しています。そのようなエヌエチケイに日本の立場からの報道は、望めません。これは内部に帰化人、在日が居るとされます。

エ コンテンツについて。既存の放送局にウンザリし、インターネットで配信する番組が成長していますが、地上波も、規制緩和をし多くの番組をするのはどうでしょうか？これこそ、視聴者の為でもあると思います。とにかく、エヌエチケイ民営化するか、廃止するかしてほしいです。

### 3 エヌエチケイの外国人向けテレビ国際放送の見直しの方向性

エヌエチケイに国際放送は上の理由により、ふさわしくありません。

オ についてはエヌエチケイからの自立というよりも、エヌエチケイ廃止し、インターネット利用をはじめとする他の媒体を利用、多様化させるべき。

### 第三章 のテレビの社会的役割について

インターネットで1次ソースを確認出来る事が用意になり、テレビの放送が以下に嘘が多く、印象操作され、害悪でしかないことがここ数年で顕著にわかってきており、それゆえテレビ局前でデモが行われるようにもなりました。が、そのデモは報道しないなど、反省する態度もありません。

社会的役割を大きくはずれ、特にエヌエチケイは公共放送であるにもかかわらず、内部に北朝鮮のスパイを抱えるなど（アノニマス）日本の放送局としての資格をもう失っております。

経営環境が悪化しているのは、デフレのためもあると思いますが、

その広告の放送との関わり方も、電通という1局集中が悪影響を与えています。これを解体し、各放送局が自ら各企業と契約を結ぶとかの方法を考える時期に来ていると思います。

ラジオについても、テレビと全く同じ現象（もしくはそれ以上）のことが起こっています。

#### 2 認定放送特殊会社の制度の導入の敬意と活用状況について

外資規制は大賛成です。フジテレビなどは外資が沢山入っていると聞きます。放送局として危険です。

民間往相を取り巻く館局の概要として、情報の信頼性、言論報道機関として長年培ってきた経験等、社会的影響を持ち、とありますが、これは今後大きな間違いであったと、増々気が付く人が増える事でしょう。

報道の自由には、「放送しない自由」も含まれるとエヌエチケイが言っています。お客様の声を聴く耳をあの放送局は持ちません。

誤った報道、ひどい偏向報道、重要な放送をしないなど、見ている視聴者から、多くの指摘があったときに、対応しない、もしくは罰則規定など、責任の所在を明らかにし、責任を取らせる。

等を放送法でも盛り込んでほしいです。

個人③

「放送政策に関する調査研究会」の調査分野が非常に狭い範囲に偏りすぎています。  
NHK・民放問わず、昨今の偏向した無責任な放送内容に対する批判意見、またNHKの受信料徴収に関するルールへの批判意見、これらが非常に高まっている中で、なぜその分野へのパブリックコメントを開かないのでしょうか。

個人④

NHKのラジオ番組のうち、ラジオ深夜便など過去の番組の一部は、ヒアリングできますが、私の聞きたいのは、NHKFMの大瀧詠一のアメリカンポップス伝、亀淵昭信のとことんビフォービートルズなので、このような良い番組はお金を払ってもオンデマンドで聞きたいと思います。私は受信料を払っているので、無料で聞きたいのは山々ですが、それができなければ、お金を払っても聞けるようにしていただきたい。それが公共放送の役目だと思います。

個人⑤

第一次取りまとめ（案）に概ね賛同する。

民放ラジオの経営環境は、厳しさを増すばかりである。民放ラジオに求められている最大の課題は「経営の強靱化」である。

第一次取りまとめ（案）P. 38に記載されている「民放連の主張」である「インターネットによるラジオのサイマル放送は、その放送対象地域に則すべき」の考え方は、まったくの時代錯誤であり「江戸時代の鎖国政策」そのものである。

先般、総務省で公開された「放送ネットワークの強靱化に関する検討会の中間取りまとめ（案）」にも記載されているが、インターネットによるラジオのサービスエリアの広域化は、ラジオ局の「経営の強靱化」に大きく寄与する事は明白であり、放送と通信の融合そのものである。

これまで、放送（無線）局の無線設備による電波は、他の放送（無線）局との干渉妨害を避ける為に、その放送（無線）局が他からの混信妨害から保護されるエリアとして「放送対象地域」が設定されている。

これは無線（電波）を使う以上、避けられない必須の条件ではあるが、今般、電気通信サービスを用いたラジオのサービスエリアの広域化は無線（電波）とは異なり、その仕組みから無線（電波）特有の混信妨害は発生しない。

放送と通信の融合により、双方の技術的な特徴を生かした、まさに時代を代表するようなインターネットサービスが、このラジオの広域化である。

国は、NHK、民放ラジオとともに、積極的にラジオのインターネット利用によるサービスエリアの広域化を押し進めるべきである。

その際、そのサービスを享受される全国民の不利益とならないように、国の施策として、通信の設備整備、その運用、また非常災害時の対応、著作権等の権利処理の一元化や簡素化を進めるべきである。

個人⑥

NHKの受信料徴収についておかしいと思いますので改正をお願いします。

まず、TV電波を無差別に受信できるようにしておきながら、わざわざ自宅に徴収に来て「受信料を払え」というのは、やくざとやっていることが変わらないと思います。しかも、「払わないと裁判所に訴える」というのはあまりにも横暴です。

さらに、受信料から作成した放送コンテンツをさまざまな形式で有料配信しているのも、二重三重の徴収と同じで止めることを希望します。

何割も人間が受信料を払っていないのであれば、それは払わない人間が悪いのではなく、明らかに徴収する組織が悪いだと思います。

NHKの無料化、もしくは、無差別配信の停止を望みます。

よろしくをお願いします。

個人⑦

NHK について意見です。

先日 NHK に受信を止めたい旨を連絡したら、他に携帯電話や、パソコンがあるのか尋ねられ、あるなら台数分受信料を払えと言われました。

受信を止めることもできず強制的に受信料を徴収し、あまつさえ、携帯電話やパソコンがここまで広がってから、後だしで払えとはとても横暴だと感じました。

法の勝手な解釈で、そのような要求をしているのだとは思いますが、ここまで普及したものに對して、法を盾にそのような横暴な商売を他に見たことはありません。

ここまで来ると国民に損害を与えていると思います。

放送法は放送業界の利益のためではなく、国民の利益のために、一回完全に見直し、NHK は解体も含め厳しく体制を見直すべきだと思います。

個人⑧

近年、放送受信料と番組制作内容を巡っての国民とNHKの軋轢は目を覆うばかりである。問題解決に以下の提案をしたい。

1. NHKは業務を拡大しない。緩やかに縮小する。
2. 放送受信料は契約された放送受信機にのみ課金する。
3. 機器の開発業務は郵政省関連組織に委ね、放送業務は解体、民営化する。
4. 外国メディアに敷地の一部または建屋の一部を貸借させない。
5. 外国組織との一方的報道協定は一切認めない。

個人⑨

国際放送に力を入れて海外では無料で見せておきながら、国内では受信料を裁判してでも取り立てに来る NHK は恐ろしい組織だと思います。  
ぜひ、体制の改変や無料化をしてください。

個人⑩

NHKは受信料が高すぎますし、番組も面白くありません。

海外の国営放送と比べてもそれに見合った番組を作っているとは思えません。

NHKという組織自体の改革を願います。

また、法律で守られている組織ならば無料化すべきだと思います。

個人⑩

TVEverywhere について、正直そこまでテレビが必要とも思いませんが、国内向けの配信については、初期状態で受信料を支払わなければ、緊急時に国民が知るべき情報以外は NHK を受信できないデバイスの販売を義務付け、希望者のみ任意で受信契約を結んでから試聴する形にしていきたい。

据え置き型のテレビについても同様の仕組みが望ましい。

また、情報発信の強化についても、日本の文化や経済、政治について中庸な立場からありのままを正しく伝えることを徹底し、総務省には厳しく管理監督をお願いしたい。

NHK、民放、テレビ、ラジオを問わず、放送法第 4 条に違反した場合の厳しい罰則を設けていただきたい。現状彼らはただ言論の自由を振りかざすだけで、メディアは自身の発言に対してなんら責任を負わず、それはすでに暴力とも言えるレベルに達しているように見えます。国民の財産である電波を信じられないほどの格安料金で借り受けておきながら、この自覚のなさ、責任感のなさは呆れを通り越して恐怖すら覚えます。

マスメディアは国益に直結する重要な業界で、ある程度の規制が必要なことは承知していますが、現在その規制は各社の既得権益を守ることだけに役立てられ、国民の知る権利や国益を著しく毀損していると言わざるを得ません。

現在の状況にふさわしい、本当に国民にとって有益なメディアとなるよう、抜本的かつ本質的な放送法改正を強く求めます。

個人⑫

先日、パナソニックのインターネット対応テレビのテレビCMがすべての民放放送局で法会拒否されていることを知りました。

理由しが、電源投入時にインターネット画面がテレビと同時に表示されるからというものだそうですが、これはテレビ民放全社が国民の知る権利を不当に侵害していることになるのではないのでしょうか。

近年の慰安婦や尖閣、竹島に関する報道し内容をからしても、放送法に則った公平な放送が保たれていないように見受けられます。今後の放送政策について、このような不公正な企業に対して、収入に見合わない安い電波利用料しかとっていない現状は到底看過できません。ぜひ電波使用料の引き上げを検討してください。経営陣に特定の国と親交の厚い人物が入れないよう、大きな放送局ほど放送法の適用を厳格に行われるようになることを望みます。

NHKの海外放送事業の前にテレビ契約者に対するインターネット放送の無償化が先ではないのでしょうか。現在のNHKの放送受信料の金額からすれば、インターネットアーカイブ用のサーバー経費は十分賄える利益が出ているはずで、であるならば国内の国民に対して更なる料金徴収を行うことなくサービスをするのがよいと思います。

個人⑬

NHK は最近外国ドラマの放送や、同じ事務所系列タレントの起用などで、一部の団体、企業に払った受信料を分配しているように思います。

公共性という点から問題だと思しますので、無料化をお願いします。

個人⑭

NHK についてですが、TV 電波を無差別に受信できるようにしておきながら、停止を希望しても、受け入れてもらえず、何度も自宅に徴収に来て「受信料を払え」と言われます。

しかも、「払わないと裁判所に訴える」というのは、非常に恐ろしい対応だと思います。

払っていない国民何万人を全て訴える気でしょうか？

NHK の受信料徴収についてはともかくおかしいです。

無料化、もしくは、無差別配信を止めることを希望します。

さらに、受信料から作成した放送コンテンツをさまざまな形式で有料配信しているのも、暴利をむさぼっているに等しく、禁止することを希望します。

それを作っているのは NHK 本体ではなく天下り団体なのも、国民の利益を損ねていると思います。

個人⑮

なぜ今も料金を徴収する放送局が必要なのか?存在価値の見直しをしていただきたいと感じています。

個人⑩

現在の日本の放送会社は、あまり面白くなく、国民に有益でもない放送を流しているのに、電波の面（使用方法や税金など）で優遇され過ぎていると思います。

電波は公共の資産だと思いますので、放送免許は更新制にしてチェックを厳しくし、電波税などもしっかり取り、特定の団体に利益が傾かないようにする必要があります。

次に、地デジ化で空いた電波を分配する際に、特定の会社に安価に譲ったようですが、それも国民に不利益だったと言えると思います。

そのようなことが今後無いようにしてもらいたいです。

個人⑰

NHKBS 放送に就いて殊に BS1 スポーツ中継で定時ニュースを停止してまでアメリカ大リーグ中継を優先放送してるが疑問を感じる特に雨のため試合が中断でも BS1orBS2 共に同じ放送画面時間と電気の無駄使いも甚だしい BS1/BS2 のどちらかに放送形態を決定するよう指導の是非は如何ですか？BS 放送は有料です。

個人⑱

インターネットによるラジオのサイマル放送に係る

「エリア制限」に対して意見を述べる。

総務省で公開された

「放送ネットワークの強靱化に関する検討会の中間取りまとめ」

の提言にも記載されているが、県域ラジオ局のサービスエリアに関し、インターネットによる「広域化」「エリアフリー」は必須である。

1. そもそも通信サービスは、原則として「全国あまねく」サービスである。その「全国あまねく」サービスされる通信（インターネット）を用いた、ラジオのサイマルサービスは、そのまま「全国あまねく」サービスされるべきである。
2. 放送サービスの「放送対象区域」は、その資源が有限である電波を使用している為に、用いられている。
3. 国民の公平性の原則から、本件は、独占禁止法の観点からも検討を進めるべきである。その上で、国は「エリア制限の禁止」を含む制度面の整備や、ガイドラインを設けるべきである。
4. 本研究会、総務省、国は、NHK及び民放ラジオのサイマルサービスを積極的に推進すべきである。併せて、通信設備の整備や運用、災害時対応、権利処理等の簡素化も国が推進すべきである。
5. なお、本件のサービスに係る費用（NHKを除く）は、国及び民放ラジオ事業者が主に負担するべきであるが、ある程度であれば、受信者（弱者を除く）が、その一部を負担する事も検討課題ではある。

個人⑱

NHKは国民に有益とは思えない放送ないよなのに、利益優先で、コンテンツを有料で配信したり、集金したりとてもひどいと思います。

不祥事もよくありますし、組織自体が腐ってだめになっていると思います。

NHKの解体を望みます。

個人②

NHKの集金がひどすぎると思います。

この前も、テレビ画像が見れなら、携帯とテレビの台数分受信料を払えと言われました。

ひとつで4～5千円を台数分と言われ、恐ろしさを感じるくらいでした。

このような横暴な態度と集金システムは国民に不利益です。

是非NHKの無料化をお願いします。

個人②

総務省の

「放送ネットワークの強靱化に関する検討会の中間取りまとめ」の提言に記載があるが、「インターネットによるラジオのサービスエリアの広域化」は通信を利用したラジオ放送の強靱化の方策のひとつであり、NHK、民放ラジオ共に、インターネット経由による放送サービスのエリアフリー化に賛同する。

第一次取りまとめ（案）にある「民放連の主張」にある「インターネットによるラジオのサイマル放送は、その放送対象地域に則すべき」の考え方は国民の公平性、独禁法の観点から鑑みると、ユーザーニーズ（リスナーサイド）に立っていない経営サイド、いわゆる「業界」の考え方であり、放送と通信の融合の観点からは、時代と逆行した動きである。

通信の場合には、ユニバーサルサービスであり、権利処理の問題を除いて、放送エリアという概念はないため法律上においてエリアフリー化に特段の制約はないため、国策の一環として推し進めるべきと考える。

また、著作権集中管理団体とは別になる、個別権利者の権利処理に関しても、国策の一環として、個別権利者の理解を求められるように働き掛けていただくことを希望する。

また、国は著作権等の権利処理の一元化や簡素化を進めるべきである。

国の施策として、NHK や民放ラジオ社を区別せず、ラジオのサイマルサービス用の通信設備の整備と運用、非常災害時の対応等も含めての制度整備を行うべきである。

要旨 日本放送協会（NHK）は現状では、公共放送の実施主体として不健全な組織である。NHKが、国際放送、インターネット事業における業務の追加・拡大を認めることは、国民・視聴者の利益にならないこと、同業他事業者との公平な競争を妨げるという点で適切ではない。研究会で高邁な議論をするまえに NJHK の実態をよく把握する必要がある。研究会委員、総務省担当者はインターネット動画サイトの NHK 職員の所業を是非視聴するべきである。NHK 職員の人を見下した傲慢な態度は自分が経験したものと共通したものであり、職員一般の態度であると確信した。感情的な部分を抑えたとしても、NHK の組織改革を確認したうえで測るべき内容であり、このような検証なしに策定した検討案は、研究会や総務省の支持・信頼と失わせるものと考えられる。

○NHK は不健全で信頼・信用するに値しない組織である。

○報道内容は、たとえば「放送法第 4 条 3. 報道は事実をまげないですること。同 4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」に反するものが多すぎる。議論の余地がない事例として、NHK の不祥事の扱いなど NHK 自身の不利なニュースを意図的に報道しない・小さく扱う、また NHK 受信料訴訟の裁判結果など NHK の主張に沿った形で大きく取り上げる、がある。

○視聴者意見の無視 そのような報道姿勢を指摘すると、コールセンターでは「貴重なご意見ありがとうございます。担当者に伝えます。」と聞いて聞き捨てる。また、放送法第 3 条を出して「編集権は協会にあり、現場が判断して適切に番組を作成しています」と突っぱね、訂正、謝罪を拒否する。

○受信契約の不公平 このようなやり取りから NHK に対し、不信感を持ち、受信契約の解除を申し出ると、「放送法第 64 条で、テレビ、携帯電話、パソコンなどをお持ちであれば、見る・見ないにかかわらず、受信契約を結んでいただかなくてはなりません。」と解約を拒否する。しかし、契約者が論理的に視聴できない事情を強く主張すると、こっそり解約を認める。（「個々の状況に応じ」と称し一般論から逃げる）

○「公平な受信料負担をお願いします。」という受信料支払い世帯割合は NHK の発表で 70% 余であり、まったく公平な負担とはなっていない。NHK 予算審議で付帯決議として契約率の向上・徴収経費の効率化を決議されても基本的に改善が見られない。さらに「丁寧にご説明しても、どうしてもご契約いただけない方には、法的措置に訴えます」という。実際に訴訟をおこすのはごくわずか、それも NHK に対する言論活動を活発にする方ではなく、法律知識の乏しい一般視聴

者であり、公共放送を行なうと自称する大組織として、やり方がきわめて姑息であり、フェアでない。

○こちらから「NHKはスクランブル化をすれば、契約者は「あまねく日本全国において受信でき」（放送法第15条）かつ公平で納得する」と主張すると、「そのようなご意見もあると承知しておりますが、NHKとしては、スクランブル化は検討していません」という。スクランブル化をしないNHKのHPの回答理由は論理的に破綻している。（この回答でお金がない人でも視聴できるはずだが、実際には見なくても契約を強要する）受信料システムは国民、視聴者のためではなく、NHK組織の維持・拡大のためのシステムに堕している。これにNHKは真摯に向き合おうとしない。

○不透明な予算執行 受信料収入の使途の透明度が低く、受信料が適切に執行されたか見えない、職員の給与体系も一般国民から見ると法外に高く、給与以外の手当や厚生事業が不明朗である。

○規律の乱れた呆れた組織 横領、複数職員のインサーター取引、幹部職員、有名アナウンサーの次元の低い呆れた犯罪が後を絶たない。職務規律は乱れたままで反省は全くなく、本質的にはなんら改善されていない。

#### ○第2章 国際放送事業の追加業務について

以上のように全く信頼できないNHKが、独自の編集権を主張し、国民の意見とも日本国政府とも異なる主張を視聴者の受信料で海外・外国人へ向けてこれまで以上に発信することを認めることはできない。

○第3章 インターネットを通じテレビ・ラジオ放送を提供するのは本来業務外であり、無線放送以外の媒体に事業範囲を広げることを認めるべきではない。豊富な受信料収入を原資に、インターネットを活用することは、同業他事業者に対しはるかに優位な条件であり、公平な競争を妨げるものであり、健全な放送政策とはいえない。インターネット活用を理由に受信契約をさらに強要すると予想される。業務の拡大を許してはいけない。

○現状のNHKは不要な組織である。解体した方が国民の利益にかなう。そうでなければスクランブル化が必須である。

個人②

取りまとめ案 P17～(2)「ラジオを取り巻く環境」を読んで、ラジオの社会的役割が認められるものの、存続が危ういというような状況を大変憂慮しています。私の周りでも日常的にラジオを聴いている人はとても少ないです。NHK はラジオの聴取者を増やす努力をもっとするべきと思います。例えば、らじるらじるに比べて、民放がやっているラジコは電波が不安定です。二つを合体させて、効率よく、安定した放送を流すことはできませんか？また民放はポッドキャスト配信などでリスナーを増やす努力をしていますが、NHK はポッドキャスト配信も少ないです。NHK のラジオ番組は、よく作りこまれたすばらしい番組が多いです。きっと地方局にもそういう番組があるのだと思います。ポッドキャストやネット配信をもっとしてほしい。

イギリスの BBC は iPlayer もありますし、ポッドキャストも多い。またポッドキャストにならない番組のスク립トを載せていることもあります。これらのサービスにより、受信料を払っていないイギリス以外の国民も良質な番組を楽しめており、ひいては、ラジオの楽しさを伝えることになっていると思います。NHK も自分だけでよければいいということではなく、ラジオの楽しさを世界の人に届けるくらいの心意気で、番組を提供してほしいです。ポッドキャストや、ネット配信などでラジオをもっと気軽に楽しめるようになればラジオリスナーも増えるはずで、今後のラジオ文化の普及には NHK の役割を期待します。